

令和元年度 農作業安全総合対策推進事業

高齢者所有の農業機械の総点検
ーベテラン農業機械点検ー

結果報告書

令和2年3月

一般社団法人 日本農業機械化協会

まえがき

我が国の農作業による死亡事故件数はようやく漸減傾向にあるものの、平成 30 年の死者は 274 人とかなりの数に達しており、就業人口当たりの事故発生率は全産業平均の 10 倍以上となっています。なかでも顕著なのが高齢者の事故で、274 人のうち 65 歳以上の方が 237 人と 86 %に達しており、80 歳以上でみても 53 %と、極めて高齢者が多い傾向を示しています。

このように高齢者に事故が多いのは、身体能力の低下などの問題もあるでしょうが、機械自体にも問題がある恐れもあります。即ち高齢者が用いている農業機械が長年使い続けられているものであることから不具合が生じていたり、そもそも安全装備が不十分であった時代のものが今でも使用されていることも考えられます。また、高齢者ということで、いわゆる「担い手」層ではないことから十分な整備への意識が行き届かない場合もあり得ます。

このような問題意識の下、当協会では一般社団法人全国農業改良普及支援協会を通じて、農林水産省補助事業「令和元年度農作業安全総合対策事業」のなかの「高齢農業者所有の農業機械の総点検」を前年度に引き続き実施いたしました。当協会では、当該点検を「ベテラン農業機械点検」との名称を用いて行っています。

実際の点検方法としては、高齢者が現に使用している農業機械のところにチェック役である農業機械士及び J A 担当者が出向き、点検を行い、問題点があれば指摘して当該機械の安全性向上に役立てるとともに、チェックシートや機械の写真を全国的に集約して実態を把握し、今後の改善方法の検討に資するというものです。本年度は全国で 800 台近くの機械が点検され、前年度と合わせると約 1,600 台となり、貴重なデータを得ることができたものと考えます。

なお、本年度は対象県を前年度の約 1.5 倍に広げるとともに、乗用田植機も集計対象に加えるなどの拡充を図りました。一方、集計結果で見ると傾向は当然ながら前年度と大きくは変わっておらず、改めて従来から危険とされていた事項がそのとおりに浮き彫りになったといえます。

本報告書はその集計結果とともに、対象者のヒヤリハット経験や点検者のコメントなども掲載して関係者の対応策の参考となるよう構成いたしました。本報告書が我が国農作業の安全化に寄与し、悲惨な事故の減少につながるものになることを期待いたします。最後となりましたが、本事業の対象としてお忙しい中チェックを受けて下さった農業者の皆さま、点検を実施した各県農業機械士及び J A 担当者の皆さまに深甚の感謝を申し上げます。また、集計まで含めてご尽力いただいた小林元中央農研領域長にも感謝を申し上げる次第です。

目 次

	ページ
1. 事業の概要.....	1
2. 調査対象県と対象者数、点検機械台数.....	3
3. 点検対象者の概要.....	4
4. 乗用トラクターのチェック結果.....	7
5. 耕うん機のチェック結果.....	16
6. 乗用田植機のチェック結果.....	20
7. コンバインのチェック結果.....	23
8. 刈払機のチェック結果.....	27
参考資料1（記入用シート）.....	34
参考資料2（実施方法）.....	40
参考資料3（記入例及び記入上の注意事項）.....	44
参考資料4（資料・資材）.....	52
参考資料5（写真）.....	53

1. 事業の概要

(1) 事業の全体構成

本点検は、以下の農林水産省補助事業の一環として実施した。これら事業全体を一般社団法人全国農業改良普及支援協会が助成により実施し、当協会はその一部である「農業機械の点検を通じた指導」を、下記(3)とあわせて普及支援協会からの受託事業として行った。なお、前年度も同様の事業を実施しており、本年度は2年目となる。

平成31年度(令和元年度)農作業安全総合対策事業

1 高齢農業者へのきめ細やかな安全指導

(1) 安全意識等の自己チェックを通じた啓発

(2) 農業機械の点検を通じた指導

(3) 記録映像を用いた農業機械の運転操作等に関する指導

(4) 指導の担い手に対する研修・情報提供

2 農業法人への労働安全に関する指導

なお、本事業は項目としては全5項目中の1項目であるが、予算的には全体の約 35% を占めている。

(2) 主要スケジュール

4月17日 受託契約締結、事業の開始

5月23日 ベテラン農業機械点検に関する検討会(昨年度の実施者による検討会)

7月12日 点検担当農業機械士への説明会実施:以降、現場で点検の実施

12月 5日 農業機械化フォーラムにおいて途中経過発表

3月12日 最終の点検実施

(3) 事業の主旨等

農作業による死亡事故件数をみると、特に高齢者割合が高くなっている。この一因として、高齢者が利用している農業機械は、例えば、

① 長期間同一の機械を使い続けており、安全カバーなどが破損したり操作性が悪くなったりしていてもそのままとなっている

② そもそも安全基準等が現在より低レベルであった時代の機械である

③ 長年の経験・慣れ等から、「この程度なら大丈夫」「自分はこれに習熟しているから大丈夫」との意識が働き整備・点検が十分に行われていない

④ いわゆる「担い手」ではなく、高齢者として出来る範囲で農業を行っていることから、整備・点検に充当できる経費も限られている

などの理由から若年層のものに比べて安全性に問題がある恐れもある。

このため、全国の高齢者利用機械の安全性を点検し、指摘すべき点があれば指摘して当該機械の安全性向上に役立てるとともに、結果を集約して今後の安全対策に資するものとする。

(4) 点検実施方法の概要

全国農業機械士協議会傘下の各県農業機械士会に所属する農業機械士及びJA担当者により24都府県と、全国の約半数の都府県で点検を実施した。うち農業機械士によるもの16府県、JAによるもの8都県である。なお、農業機械士とは、各都道府県の農業機械化研修施設において機械利用技能等の講習を受け、知事から農業機械士としての認定を受けた者をいい、現在16府県に協議会組織を有しており、その全府県で実施された。JAに関しては全国農業協同組合連合会を通じて農業機械士組織のない都県に実施を依頼した。

具体的には農業機械士及びJA担当者が高齢者のところ(主として当該高齢者の自宅の農機具庫や前庭)に出向き、点検を実施した。必ず当該高齢者立ち会いの下、専用のチェックシートを用いて機械を点検し、記録を残すとともに、記入した点検シートのコピーは相手にも渡すものとして、口頭のみならず書類により注意点を伝達するものとした。

当該点検シートはトラクター(農用運搬車を兼用)、耕うん機、乗用田植機、コンバイン、刈払機の、事故の多い5機種について様式を作成した。ただし、対象機種としてはこれ以外でも自走する農業機械であれば全て対象としても可とし、その場合点検シートは5機種いずれかのものを準用するものとした。なお、点検シートは個別機械用のほか、当該高齢者の経営概況などを把握するシートも用意し、保険加入状況や事故・ヒヤリハットの経験などの聞き取りも行った。

本事業では点検を行うことにより、機械をチェックして要修理か所を指摘するのみならず、当該高齢者の安全意識の向上等にもつながることを期待した。このため、統一的に決められた農作業安全に関するテキスト・パンフレット等を進呈するものとし、チェック中の会話の中でも安全についての普及・啓発をこころがけるものとした。

なお、ここでいう高齢者とは、65歳以上の者であれば可としたが、事業の主旨にかんがみ、なるべく75歳以上を対象とするものとした。

出向く農業機械士・JA担当者は1名の場合もあるが、複数で訪ねる場合も多かった。また、紹介者や府県・市町村の担当者が同席する場合もかなりみられた。

(5) 点検対象者の選定方法

対象者目標数を各県農業機械士協議会・JAに示し、具体的な対象者は点検に当たる農業機械士・JAに選定を委ねるものとした。実際には農業機械士本人もしくは機械士会関係者の知り合い及びJA組合員等、つてをたどった人的つながりにより選定されるものとなった。

このような選定方法としたのは、全くのつながりのない者同士であると、点検する側・受け

る側双方ともにいわゆる遠慮的なものが生ずることがあり、明確な指摘を躊躇する等により結果として効果的な点検とならない恐れがあると見込まれたからである。

都府県別の対象者目標数は、当該都府県の農業の規模や農業機械士会の規模等を勘案し、農業機械士担当都府県では 20 人～ 7 人の範囲、JA 担当都府県は全て 15 人で設定した。

2. 調査対象都道府県と対象者数、点検機械台数

対象となった都道府県・対象者数・点検機械の台数・点検を実施した農業機械士及び JA 職員数等下表に示す。

対象者数は、農業機械士実施都府県ではそれぞれの目標と大きな違いはなかったが、JA 実施都府県では 2 ～ 24 人と様々であった。ただし若干の 65 歳未満の者が含まれておりこれらを除くと総数は下表の 283 人ではなく 277 人となる。本報告書は原則的に 65 歳以上の者のみを集計する。

点検された機械の台数は、対象者ひとりあたり平均 2.8 台であり、トラクターと刈払機はいずれも大多数の対象者で点検対象となり、それ以外の機種としてはコンバイン、田植機、耕うん機の順であった。事故が多い機種として点検シート様式を準備したこれら 5 機種が点検の大宗を占め、その他は計 10 台にとどまった。ただしその他機種はシートの記入様式が様々で集計になじまないことから、本報告書では報告の対象とはしない。

点検実施を担当した農業機械士・JA 担当者の数は都府県によって差が大きく、全部を 1 名で実施した県もあれば、岡山県のように対象者数と点検実施者数が同数の県もある。平均すると点検実施者ひとりで 2.3 人を対象に点検を行ったこととなるが、前述のように複数が連れ立って訪問すること多いため、態様は様々である。

令和元年度ベテラン農業機械点検・農機別点検数

実施者	府 県	対象者数	乗用型トラクター	耕うん機	乗用田植機	コンバイン	刈払機	その他農機	総点検台数	点検実施 農業機械士等
機械士会	青 森	7	7	4	3	2	6	1	23	1
JA	宮 城	7	4	2	1	2	5	0	14	2
機械士会	茨 城	20	21	3	6	4	10	0	44	7
機械士会	栃 木	13	13	4	11	10	13	1	52	5
JA	群 馬	24	5	3	0	6	11	1	26	6
JA	埼 玉	2	1	1	0	1	0	0	3	2
機械士会	千 葉	22	26	11	15	16	18	0	86	8
JA	東 京	5	5	6	0	0	0	0	11	1
機械士会	神奈川	11	12	12	5	6	12	2	49	4
機械士会	長 野	14	16	0	5	6	12	0	39	5
機械士会	新 潟	20	24	10	7	3	16	0	60	3
機械士会	富 山	13	13	3	10	11	14	0	51	2
機械士会	京 都	13	11	3	3	7	11	1	36	9
機械士会	奈 良	4	4	0	1	1	2	0	8	1
JA	島 根	13	9	2	7	12	4	2	36	13
JA	岡 山	15	12	7	10	12	9	0	50	15
機械士会	広 島	15	5	1	3	4	11	2	26	1
JA	山 口	7	3	1	1	1	3	0	9	3
機械士会	福 岡	6	6	1	5	4	5	0	21	4
機械士会	長 崎	12	12	7	4	7	12	0	42	9
JA	大 分	5	7	1	2	2	1	0	13	1
機械士会	宮 崎	13	13	3	5	3	9	0	33	6
機械士会	鹿児島	11	6	2	0	6	5	0	19	9
機械士会	沖 縄	11	16	9	0	2	5	0	32	7
	計	283	251	96	104	128	194	10	783	124

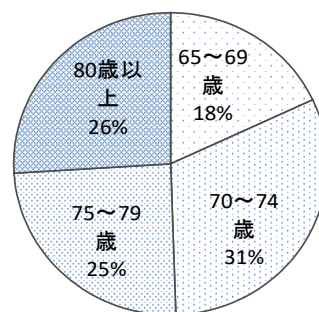
注：その他農機は乗用運搬機、スピードブレイ、自走式カッター、ロールベラー等

3. 点検対象者の概要

(1) 年齢構成

年齢構成は下表のとおりであり、平均年齢は 75.7 歳で、なるべく多くすることを目標とした 75 歳以上が 5 割強となった。最高齢者は 90 歳であった。

対象者年齢別

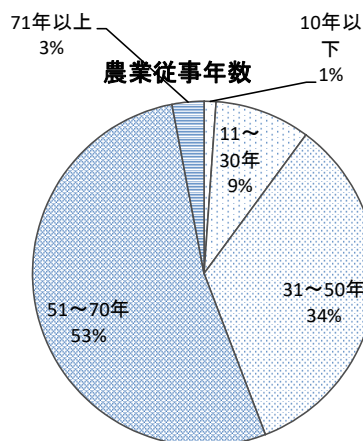


○ 対象者の年齢構成

年 齢	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 歳以上
対象者数	50	87	68	72
割 合	18.1%	31.4%	24.5%	26.0%

(2) 農業従事年数

高齢者を対象とした点検であることから、平均従事年数は 50.7 年と長きに渡った。30 年を超える者が 240 人で約9割を占めており、50 年を超える者でみても6割近い。さらに 70 年を超える者が 8 人いる一方、一部には 10 年以下の定年後就農などと思われる者もあった。



○ 対象者の農業従事年数

従事年数	10 年以下	11 ～ 30 年	31 ～ 50 年	51 ～ 70 年	71 年以上
対象者数	3	24	91	141	8
割 合	1.1%	9.0%	34.1%	52.8%	3.0%

(3) 経営面積

対象者のうち田での耕作がある者が 242 人で全体の約9割、畑がある者が 208 人で7割強と、一般的な耕作農家が対象であった。また、施設のある者が 60 人、全体の2割強であった。

平均耕作面積は田 3.2ha（耕作のある者のみの平均、以下同）、畑 1.6ha、施設 23a と、それなりの規模の者であったといえる。必ずしも全体が本人の耕作といえない法人経営や集落営農等の者を除くと平均で田 2.9ha、畑 0.9ha、施設 23a であった。

○ 対象者の平均経営面積

	田	畑	施 設
耕作のある者	242(87.0%)	208(74.8%)	60(21.6%)
平均面積	3.2ha	1.1ha	23a(58a)
平均面積 (個別経営のみ)	2.9ha	0.9ha	23a(70a)

※施設は1名極端な大面積の者がおり集計から除外したが、()は同者も含めた場合の値

(4) 作目

作目のうち上位3つまでを答えてもらうものとしたが、対象者のうち水稻を栽培している者が 3 / 4、露地野菜が 4 割強、次いで施設野菜が 1 割強であった。農業機械作業をする高齢者を対象にする事業であったためか、畜産・果樹は割合が低かった。

○ 対象者の経営作目(上位3つまで 重複回答あり)

作 目	水稻	麦類	豆類	露地 野菜	施設 野菜	果樹	乳牛	肉牛	その 他
対象者数	227	21	24	116	28	21	2	14	34
割 合	81.7%	7.6%	8.6%	41.7%	10.1%	7.6%	0.7%	5.0%	12.2%

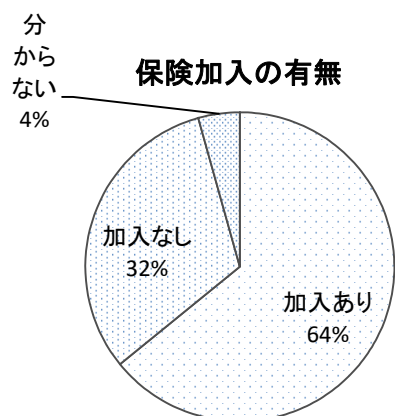
(5) 農作業事故に関する保険等の加入状況

農作業事故によるケガなどに対し補償される何らかの保険に加入しているかを聞き取りの対象としたが、2 / 3 の者が加入ありとの回答であった。いちばん多いのが生命共済・保険(ケガによる入院の特約等)であるが、直接農作業事故を対象とする農作業事故共済も 1 / 4 の者が加入していた。

なお、加入割合を年齢階層別でみると、何故か 70 ～ 74 歳で若干高い傾向を示したが、80 歳以上は低かった。

○ 保険加入の有無

加入状況	加入あり	加入なし	分からない	回答者計
加入者数	177	87	12	276
割 合	64.1%	31.5%	4.3%	100.0%

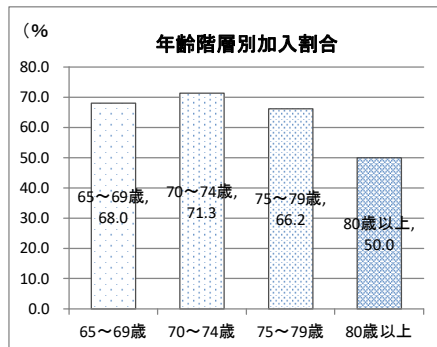


○ 「加入あり」と答えた者の保険種類(重複回答あり)

保険種類	労災保険	農作業事故 共済	自動車共済 (農機特約)	生命保険 (医療特約)
加入者数	26	78	58	104
回答者計への割合	9.4%	28.3%	21.0%	37.7%

○ 年齢階層別何らかの保険への加入割合

年 齢	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 歳以上
加入割合	68.0%	71.3%	66.2%	50.0%



(6) 農作業中の携帯電話の携帯

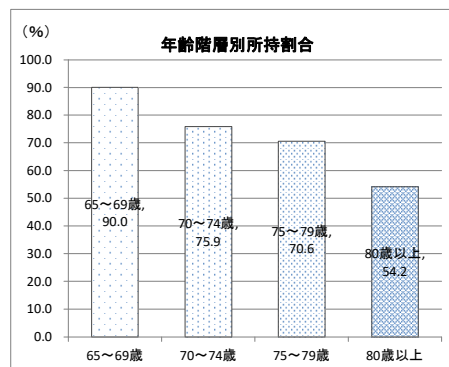
農作業に出かけるときに携帯電話を所持しているかを聞いたところ7割強の者が持つて行くと回答した。ただし、これを年齢階層別にみると高齢者ほど割合が低いという問題がみられた。

○ 農作業に携帯電話を持っていくか

	持つて行く	いかない	携帯所有なし	回答者計
回答者数	198	34	37	269
割 合	73.6%	12.6%	13.8%	100.0%

○ 年齢階層別の農作業時所持割合

年 齢	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 歳以上
所持割合	90.0%	75.9%	70.6%	54.2%



(7) 農業機械の事故、ヒヤリ・ハットの経験について

農業機械による事故又はヒヤリ・ハットの経験について聴取する項目を設けたが、経験したと回答のあったのは 126 名、全対象者の約 45 %にとどまった。これらの者につき、経験の原因機種をみると、次表のとおり刈払機・草刈機、ついでトラクターによるものが多かった。

○ 事故、ヒヤリ・ハットの経験

事故又はヒヤリ・ハット の原因機種	回答者割合 (対全調査対象者)
刈払機・草刈り機	17%
トラクター	14%
コンバイン	6%
田植機	4%
耕うん機、管理機	3%

4. 乗用トラクターのチェック結果

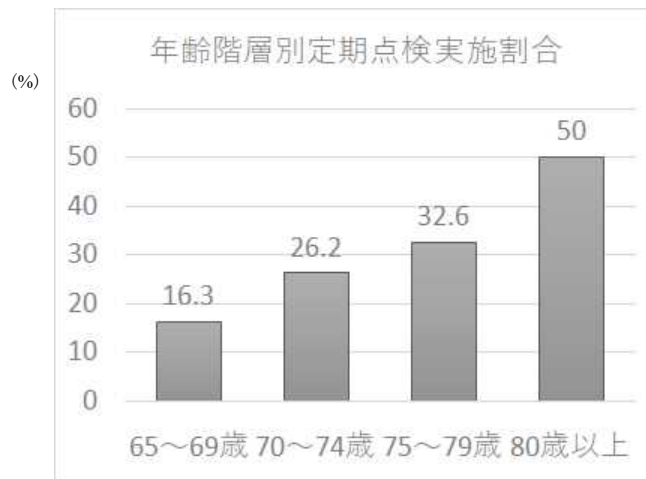
(1) 277 人の点検対象者中、乗用トラクターが対象となったのは 221 人と約 8 割であった。複数台所有の対象者もいることから台数は 242 台で、主として聞き取りによって把握されたこれらの主要スペック等は以下のとおりである。

- ① 馬力 最小 9PS ～最大 140PS、平均 34.3PS
- ② 購入年 昭和 39 年～令和元年、平均経過年数 12.0 年（ただし、中古であつてもその中古の購入年を聞いた）
- ③ 新車・中古車 新車：145 台（67.1%）、中古車：71 台（32.9%）
- ④ 年間使用日数 1 日～300 日 平均：44.2 日
- ⑤ アワメーター 最小 25 時間～最大 13,650 時間 平均：1,324 時間
- ⑥ 年当たり平均使用時間 最小 10.1hr、最大 386.8hr、平均 96.1hr（新車購入でアワメーター記入のある 133 台のみ集計）
- ⑦ 日常点検を行う者 本人 219 台（96.9%）息子等 7 台（3.1%）（ただし、回答が「農機具店」などの質問の主旨と異なる回答は省いて集計した）
- ⑧ 販売店等による定期点検 実施あり：63 台（31.0%）実施なし：140 台（69.0%）

この定期点検実施率を年齢階層別にみると、次表のとおり何故か年齢の高いほど実施率も高いとの結果がみられた。

○ 年齢階層別の定期点検実施割合

年 齢	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 歳以上
実施割合	16.3%	26.2%	32.6%	50.0%



(2) 以下の項目は、点検にあたった農業機械士・JA担当者が実機のチェックを行い、実態に基づいて記入した項目の集計である。

① 安全キャブ・フレーム

未装備のものが2割弱と、未だにそれなりの割合で存在している。

○ 安全キャブ・フレーム装着の有無

	ROPS あり	ROPS なし
台 数	196 (82.0%)	43 (18.0%)

② シートベルト

シートベルトの装備率は次表のとおりで、安全キャブ・フレーム装着の場合に効果を発揮するものであることを考えると、キャブ・フレーム装着機には装備そのものはだいたいなされていると見込まれる。「要改善」とあるのは、装備はされているもののシートの下にしまい込まれてすぐに使用できないような状況等である。なお、後述するが、実際の使用率は装備とは別の問題となる。

○ シートベルト装備の有無

	シートベルトあり	なし又は要改善
台 数	168 (70.6%)	70 (29.4%)

③ ボンネット・カバー類

ボンネットや防護カバーの状態については、問題点のあるものは少なかった。若干数の要改善は、サイドカバー欠損等である。

○ ボンネット・カバー類の状況

	問題なし	要改善
取付けの良否	237 (98.3%)	4 (1.7%)
損傷の状況	228 (95.4%)	11 (4.6%)

④ オイル・冷却水

オイルと冷却水については、16 %強のトラクターに問題がみられた。オイル・冷却水とも不足が典型であるが、オイルには汚れや漏れとの状態もみられた。

○ オイル・冷却水の状況

	問題なし	要改善
台 数	200 (83.7%)	39 (16.3%) うちオイル 27 (11.3%) 〃 冷却水 14 (5.9%)

⑤ ベルト張り・摩耗

各種ベルトの張りや摩耗をチェックしたところ、2 割近くのトラクターに問題がみられた。問題カ所は、ファンベルトの張り不足及び摩耗がほとんどであるが、一部エアコンベルトの張り不足や逆に張りすぎもあった。

○ ベルトの張りと摩耗の状況

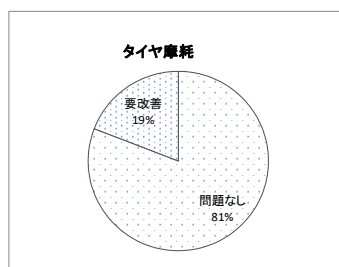
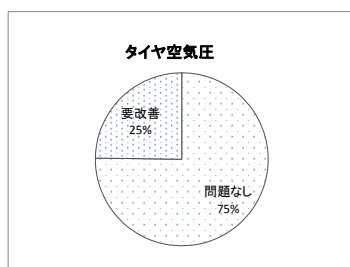
	問題なし	要改善
台 数	193 (80.8%)	46 (19.2%)

⑥ タイヤ空気圧・摩耗等

タイヤについては 25 %が空気圧不足、19 %が摩耗状態であった。空気圧不足、摩耗・亀裂とも「全輪に問題」との報告もいくつもみられたが、前後輪いずれか片方の場合は多数が前輪であった。後輪は駆動力が得られなくなるため気にかけているが、前輪はそこまでメンテナンスされていないことがあるものと考えられる。

○ タイヤの状況

	問題なし	要改善
空気圧の状況	176 (75.2%)	58 (24.8%)
摩耗の状況	190 (80.9%)	45 (19.1%)



⑦ ブレーキ

ブレーキについては、遊び・効きの状況が悪いもの、チェック時に左右連結が外れて

いるものいずれも 5 %ほどであった。安全に直結する装置であり、特に前者は 5 %であっても問題といえ、遊びの大きすぎ、左右のアンバランス(片効き)などが報告されていた。また、後者はチェック時(ほとんどが保管中)に連結されていないということは、道路上を連結せず走行している場合が多いのではないかと考えられる。

さらに、駐車ブレーキについては使用していない、要調整(効きが悪い)などが約 5 %みられた。

○ ブレーキの状況

	問題なし	要改善
遊び・効きの状況	227 (95.0%)	12 (5.0%)
左右連結の状況	229 (95.4%)	11 (4.6%)
駐車ブレーキの状況	222 (94.9%)	12 (5.1%)

⑧ 乗降装置

トラクターのステップ、手すりについてもチェック対象としたが、下表のとおりほとんど問題はなかった。ステップの要改善の 1 件は、変形が指摘されていた。

○ 乗降装置の状況

	問題なし	要改善等	装備なし
ステップの状況	220 (99.5%)	1 (0.5%)	19
手すりの状況	231 (100.0%)	0 (0.0%)	8

⑨ 灯火類

灯火類は、下表のとおり点灯しないものがかなりみられた。主として球切れであり修理は容易であるが、ブレーキランプなどともとも装備のない型式も結構あることからか、安全意識が高いとはいえない。

○ 灯火類の状況

	点 灯	点灯しない	装備なし
ヘッドランプ	222 (92.5%)	18 (7.5%)	—
ブレーキランプ	145 (79.2%)	38 (20.8%)	53
ウィンカー	210 (88.6%)	27 (11.4%)	3

⑩ 反射板

現行の安全性検査(旧安全鑑定)では装着が義務化されている低速車マークであるが、過去には義務がなかったこともあり装着率が高いとはいえない。視界の関係からか、わざわざ撤去した例もあった。

また、その他の後部反射器(いわゆる猫目等)についても全く装着のないトラクターが 2 割近くあった。

○ 反射板の状況

	あ り	な し
低速車マーク	20 (8.4%)	219 (91.6%) うち外した 1 (0.4%)
その他の反射器	196 (82.4%) うち破損 2 (0.8%)	42 (17.6%) うち外した 1 (0.4%)

⑪ 反射鏡（バックミラー）

反射鏡については 6 %強に問題がみられ、その多くは全く欠落している。修理は容易な部品であり、やはり安全意識が高いとはいえない。

○ 反射鏡の状況

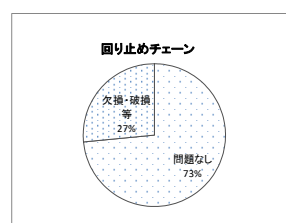
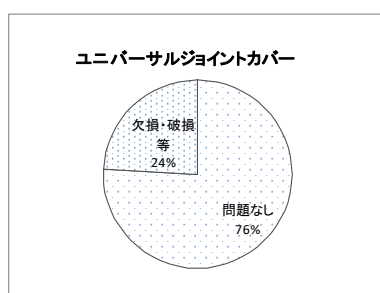
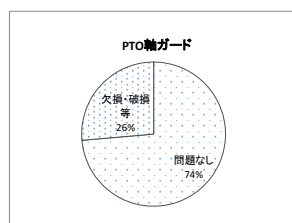
	問題なし	破 損	な し
台 数	225 (93.8%)	4 (1.7%)	11 (4.6%)

⑫ PTO 軸周り

トラクター PTO 軸周辺の防護カバー等については欠損等が多くみられた。PTO 軸ガード(トラクター本体に付いている、PTO 出力軸周辺で袖口などの巻き込まれを防止するカバー)、ユニバーサルジョイントカバー(PTO 軸の回転を作業機に伝える伝導軸の巻き込まれ防止カバー)、同カバーの回り止めチェーンともに 1 / 4 程がないか破損している。

○ PTO 軸周りの状況

	あ り	欠損・破損等
PTO 軸ガード	176 (73.6%)	63 (26.4%)
ユニバーサルジョイントカバー	178 (75.7%)	57 (24.3%)
回り止めチェーン	158 (73.5%)	57 (26.5%)



⑬ アタッチメント側

トラクターに装着されていたアタッチメントはほとんどがロータリーであるが、トラクター側と同様に PTO 軸ガードの欠損・破損がかなりみられ、その他

のカバー類も1割以上に異常があった。ロータリーの耕うん爪も1割近くに問題があり、その多くが摩耗または取付けのゆるみであった。

○ ロータリー側の状況

	問題なし	問題あり (欠損・破損等)
ロータリー側軸ガード	174 (75.0%)	58 (25.0%)
その他カバー・ガード類	198 (88.8%)	25 (11.2%)
耕うん爪取付状況	203 (88.3%)	27 (11.7%)

⑭ 聞き取り事項

実機チェックに加え、トラクター使用時の安全に関する事項について、農業機械士・JA担当者による対象高齢者への聞き取りを行った。その結果は次表のとおりで、ブレーキ連結、注油・グリスアップが不十分と思われる者が1割前後あった。シートベルトを締めていると回答した者は約1/3であった(未装備は除いて集計)。

○ 聞き取り事項

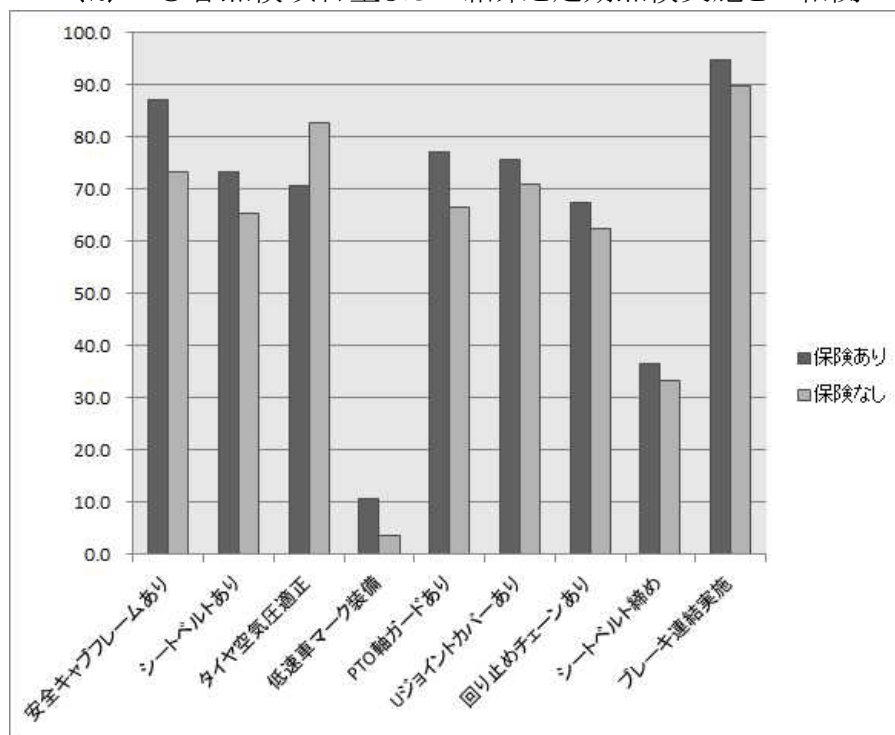
	問題なし	問題あり
安全フレーム(作業時に折りたたんでいないか)	111 (96.5%)	45 (3.5%)
シートベルト(乗車時に締めているか)	64 (35.6%)	116 (64.4%)
ブレーキ連結(必要時以外は連結するか)	213 (92.6%)	17 (7.4%)
注油・グリスアップ(十分行っているか、どこに行っているか)	204 (88.3%)	27 (11.7%)

(3) 上記(2)の集計項目のうち、主要な項目について3(5)の使用者が何らかの保険に加入しているかどうかとの相関についてクロス集計を行ってみたのが、以下の表である。項目によって程度に差はあるものの、タイヤ空気圧を除き全ての項目で正の相関がある。即ち、表中右側欄が○となっているものが、保険加入者の方が望ましい傾向を示している項目である。「何らかの保険に加入するような安全意識の高い者が使用するトラクターは、より良い状態に保たれている」との傾向が見て取れる。

○ 各点検項目に関し何らかの保険加入有無との相関関係

安全キャブ・フレーム 装着有無	装着あり	装着なし	
何らかの保険加入あり	138 (87.3%)	20 (12.7%)	○
保険加入なし	60 (73.2%)	20 (26.8%)	
シートベルト有無	シートベルトあり	なし又は要改善	
何らかの保険加入あり	116 (73.4%)	42 (26.6%)	○
保険加入なし	53 (65.4%)	28 (34.6%)	
タイヤ空気圧の適正	適 正	要改善	
何らかの保険加入あり	109 (70.8%)	45 (29.2%)	×
保険加入なし	67 (82.7%)	14 (17.3%)	
低速車マーク装備	装 備	未装備・要改善	
何らかの保険加入あり	17 (10.8%)	141 (89.2%)	○
保険加入なし	3 (3.7%)	78 (96.3%)	
PTO 軸ガード	あ り	欠損・破損等	
何らかの保険加入あり	121 (77.1%)	36 (22.9%)	○
保険加入なし	54 (66.7%)	27 (33.3%)	
ユニバーサルジョイント カバー	あ り	欠損・破損等	
何らかの保険加入あり	119 (75.8%)	38 (24.2%)	○
保険加入なし	56 (70.9%)	23 (29.1%)	
回り止めチェーン	あ り	欠損・破損等	
何らかの保険加入あり	104 (67.5%)	50 (32.5%)	○
保険加入なし	50 (62.5%)	30 (37.5%)	
シートベルト(聞取り)	締めている	締めていない	
何らかの保険加入あり	45 (36.6%)	78 (63.4%)	○
保険加入なし	19 (33.3%)	38 (66.7%)	
ブレーキ連結(聞取り)	普段している	していない	
何らかの保険加入あり	143 (94.7%)	8 (5.3%)	○
保険加入なし	70 (89.7%)	8 (10.3%)	

(%) ○各点検項目望ましい結果と定期点検実施との相関



(4) トラクターによる事故とヒヤリ・ハットの経験について

点検する各機種毎に事故とヒヤリ・ハットの経験についての聞き取りを行った。トラクターに関して回答があったのは 220 人中 48 人に限られたが、この回答のうち代表的なものを以下に記す。転倒・転落寸前の経験やブレーキ連結をしていないことによる事故、服の一部の巻き込まれなど典型的な事例が報告されている。

【事故とヒヤリ・ハットコメント例】

- ・ 圃場から出るときブレーキの連結を忘れて脱輪、ケガなし。
- ・ 田の中で、変速レバーが前進に入っていたのに気付かず、座席にならず機械の横からキーを差し込んでエンジンを掛けた。機械が走ったのであわてて飛び乗った。
- ・ トラクターで走行中、対向車がきたので、ブレーキを踏んだところ、片ブレーキであったため、左の方向に曲がり、坂から転落、かすり傷。(キャビン車のためケガは大したことなかった。)
- ・ トレーラにコンバインを積載し移動中、右カーブで、トレーラの右車輪がぬかるみにはまり、コンバインが 1.5m 下の圃場に落下し全損、ケガはなし。
- ・ 農道で対向車とすれ違う際、路肩に入り傾き、ヒヤリとした。ケガなし。
- ・ 土手を上がる時後転しそうになった。
- ・ 畑から家に帰る途中の下り坂でブレーキの効きが悪く怖い思いをした。ケガや事故にはならなかった。
- ・ 足場の悪い状況で、作業をしていて靴に泥が付いた状態でトラクタに乗り込む際に足を滑らせて転倒した、ケガなし。
- ・ 田んぼからの上り坂で、前が上がった時がありビックリした。ハンドルをしっかりとつかんで

いたので、落ちたりはしなかった。

- ・ 雨上がり、ロータリーに草を巻き込んでいたため、発進時に急発進した。
- ・ 道路の左側を走行中、居眠りをして道の真ん中を走って、車にぶつかりそうになった。
- ・ トラクタでブロードキャスタからロータリーに付け替える時、プロペラシャフトの片側をロータリー側の軸カバーの上に載せてトラクタ側を差し込もうとした時、ロータリー側が落下し持っていたトラクタ側のシャフトに指を挟んだ。(左手薬指 7 梁縫った、全治 1 ヶ月。)
- ・ 変速でトップスピードにしてしまい坂で急発進した。
- ・ 秋打ち作業を終了し帰る途中の農道で、自分の落とし物に気付き、トラクタを止め、エンジンを切らず、サイドブレーキも掛けず、右側から前を向いたままおりようとした時、着ていたヤッケの裾が主変速レバーに引っ掛かりギヤが入りゆっくりと動き出してしまった。おどろいて、後ろ向きのまま運転席に戻ることができ、大事に至らなかった。
- ・ けん引作業中にコンバインを載せたまま道で U ターンをしたところ、クローラーが外れ、道で立ち往生をし、渋滞してしまい事故を起こす寸前だった。メーカーに報告したところ、パワクロでのけん引作業時には、急ハンドルを切らないようにする必要があると後から告げられた。
- ・ トラクタにゴボウ収穫機を使ってドライブシャフト付近から音がしたため確認したところ、PTO シャフトに服が絡まりケガをした。
- ・ 耕起注意眠りをして畦にぶつかりハツとしたことが何回かある。除雪中にバケットに多量に雪をすくった傾き転倒しそうになった。
- ・ ブレーキの連結を忘れ、走行中ブレーキを掛け水路に落ちそうになった。
- ・ 圃場出入りの際、途中でクラッチを踏んでしまい、急に後退したことがあった。今はゆっくりと出入りしている。低速車マークはハンドル使用時邪魔になる。

(5) 点検者の全体所見

「全体所見・その他特記事項」との欄に、点検に当たった農業機械士・JA 担当者が自由に記入した内容のうち、代表的なコメントを以下に記す。

【全体所見コメント例】

- ・ 安全フレームが装着されていないため、畦畔の上り下りや路肩走行時は十分注意することを本人に伝えた。
- ・ 家の前の畑でしか乗らないそうだが、何かのためにナンバーの取得を促し、了承を得た。現在申請中。
- ・ エンジン周りの掃除が一度もなされていないなど整備の意識が低い。
- ・ ご自身の高齢を理解し作業や走行に注意し、無理をしないようにしているとのこと、路上走行時のブレーキ非連結の危険性を説明し、連結をお願いした。なお慣れから起こる事故やケガも十分注意するようお願いをした。
- ・ 三角反射板の装着、シートベルトの着用を指導
- ・ シートベルトの使用をお願いした。駐車ブレーキの使い方が分からなかったなので、指導

し、今後停車時には必ず駐車ブレーキを使用すようお願いした。

- ・ 常時安全フレームを折りたたんでいるので、注意した。耕うん爪が摩耗しているので交換を依頼した。
- ・ 点検をあまり行っていないため、修理費用が高額になっている
- ・ 道路走行時はシートベルトを締めるよう、また、ウインカーの球交換、タイヤ空気圧の調整、ファンベルトの交換をお願いした。
- ・ 日常の点検はほとんどしていないとのこと、ボンネットのロックが固くて開けにくかった。
- ・ 古い機械であるがていねいに使用されているが、オイル関係について整備が必要。できれば、新しい機械並みの安全装置を取り付けたい。
- ・ 古い車両のため劣化などがありあまり良い状態ではない。ミラーやウインカーは大事な装置のため、早急に修理の必要があることを説明した

5. 耕うん機のチェック結果

(1) 点検対象者中、耕うん機が対象となったのは 88 人で全体の 3 割強、台数は 2 台所有が 5 名で合計 93 台であった。これらの主要スペック等は以下のとおりである。

①馬力 最小 1.1PS ～最大 16PS 平均 5.7PS

②購入年 昭和 50 年～令和元年、平均経過年数 11.7 年(ただし中古も購入年でカウント)

③新車・中古車 新車：47 台、中古車：26 台

④年間使用日数 1 日～100 日 平均 20.2 日

⑤耕うん方式 ロータリー付き：76 台、ロータリーなし：7 台、車軸耕うん：10 台

(2) 実機チェックによる項目の集計結果

① 安全鑑定証票

安全鑑定を受検していた(正確には証票があったもの)は、7 割強であった。

○ 安全鑑定証票貼付の有無

	あ り	な し
台 数	64 (71.9%)	25 (28.1%)

② カバー類

エンジンカバーはごく少数に変形があった程度。一方、Vベルトカバーでは問題ありとのものが 6%弱で、ほとんどが欠落であった。後者は耕うん機の安全上極めて重要な防護カバーであり、6%に支障があったのは小さくない問題点といえる。

○ カバー類の状態

	問題なし	問題あり
エンジンカバー	91 (97.8%)	2 (2.2%)
V ベルトカバー	84 (94.4%)	5 (5.6%)

③ ベルト類(張り・摩耗)

Vベルトに問題ありとされたものは 6%弱で、張り不足・摩耗が約半々であった。

○ Vベルトの状況

	問題なし	問題あり
台 数	83 (94.3%)	5 (5.7%)

④ オイル(冷却水)

オイルの状態については約 2 割に問題ありとされ、乗用トラクター(16%)よりも若干高かった。多くは汚れ(要交換)で、次いで量不足であった。なお、耕うん機には一部水冷のものもあり、冷却水不足が 3 例報告されていた。

○ オイルの状況

	問題なし	問題あり
台 数	68 (80.0%)	17 (20.0%)

⑤ タイヤの状況

タイヤ空気圧に問題があったのは約 18%であり(全て不足)、乗用トラクターのそれ(25%)よりは低いものの、かなりの割合を示しているものといえる。また、摩耗に関してもほぼ同じ割合で、これもトラクター(19%)よりは若干低かった。

○ タイヤ空気圧・摩耗の状況

	問題なし	問題あり	鉄車輪等
空気圧の状況	52 (82.5%)	11 (17.5%)	28
摩耗の状況	59 (83.1%)	12 (16.9%)	20

⑥ クラッチ

各種のクラッチ類で問題ありとされたのは 1 割前後であった。いずれのクラッチでも動きの渋さと遊びの大きさが指摘されていた。

○ クラッチの作用・遊びの状況

	問題なし	問題あり	装備なし
主クラッチ	83 (90.2%)	9 (9.8%)	—
サイドクラッチ	60 (89.6%)	7 (10.4%)	21
作業部クラッチ	77 (92.8%)	6 (7.2%)	5

⑦ 後進時の挟まれ防止のための各種安全装置

耕うん機による重大事故で多いのが、後進時に耕うん機本体と立木や壁との間に作業者が挟まれる事故であり、これを防止するためいくつかの種類の安全装置がある。その装備状況をチェックした結果が次表のとおりである。「なし・要改善」欄のほとんどが「なし」であるが、各項目 1～2 例「要調整」が報告されていた。

これらについて比較的大型のものに装備が多いだろうとの仮設の下に 7PS 以上のものを抜き出して集計してみたが、非常停止ボタンと挟圧防止装置はむしろ装備率が低かった。前者は大型に多いディーゼルには非常停止ボタンの装備が難しいため、後者は大型機は古い機械が多いため(中古機割合全体 35.6%、7PS 以上 55.6%)ではないかと思われる。

○ 後進時の安全装置装備状況

	あ り	なし・要改善
デッドマンクラッチ	24 (27.6%)	63 (72.4%)
うち 7PS 以上	14 (66.7%)	7 (33.3%)
非常停止ボタン	44 (49.4%)	45 (50.6%)
うち 7PS 以上	6 (30.0%)	14 (70.0%)
挟圧防止装置	16 (18.6%)	70 (81.4%)
うち 7PS 以上	3 (15.0%)	17 (85.0%)
後進時作業部停止装置	30 (35.3%)	55 (64.7%)
うち 7PS 以上	8 (40.0%)	12 (60.0%)

(説明)デッドマンクラッチ:手を離したときにクラッチが切れる構造のもの

非常停止ボタン:ボタンを押すとエンジンが止まるもの

挟圧防止装置:後進時に体が壁などに押しつけられるとクラッチが切れるもの

後進時作業部停止装置:ギアが後進の状態だとロータリーが回転しない構造のもの

⑧ ヘッドランプ

ヘッドランプはもとより装備されていないものが多いが、装備されている中で故障しているものが 6 例あった。

○ ヘッドランプの状況

	点 灯	故障等	な し
台 数	15 (16.3%)	6 (6.5%)	71 (77.2%)

⑨ ロータリー

ロータリー部の問題点で比較的多かったのが耕うん爪で摩耗等による要交換、次いでロータリー部サイドカバーの欠落であった。

○ ロータリー部の状況

	問題なし	問題あり
耕うん軸カバー	76 (98.7%)	1 (1.3%)
ロータリー部カバー	76 (95.0%)	4 (5.0%)
耕うん爪	74 (89.2%)	9 (10.8%)

(3) 耕うん機による事故とヒヤリ・ハットの経験について

事故またはヒヤリ・ハットの経験をしたとの回答があったのは9人に限られたが、回答のうち代表的なものを以下に記す。耕うん機事故の典型である壁等への挟まれ、転倒、積み卸し時の落下等が報告されている。

【事故とヒヤリ・ハットコメント例】

- ・ 壁に挟まれそうになったことがある
- ・ ハウス内でハンドルを回転させて使用中、ドアに手を挟まれて肉がめくれ、骨が見えるほどのケガをした。たいへんなケガをした、安全装置がないのかな。
- ・ ネギ土寄せ作業中、管理機が転倒し機械に挟まれてしまった(擦り傷)。
- ・ 培土作業中 U ターンする時、畑の境界線上にある石に片輪を乗り上げ横転、幸いケガはなかった。
- ・ エンジンスタートロープを引いたら機械ごと動いて自分の足を引かれそうになった。ケガはなくて良かった。
- ・ 耕うん機を軽トラに積載する時、足場より外れ落下しそうになった。
- ・ トラックへの積み込み時、スリップして転倒したがケガはなかった。

(4) 点検者の全体所見

「全体所見・その他特記事項」との欄に、点検に当たった農業機械士・JA担当者が自由に記入した内容のうち、代表的なコメントを以下に記す。

【全体所見コメント例】

- ・ 屋外で保管されているため作業後の清掃、保管庫への速やかな保管を指導した。
- ・ 型の古い機械で安全装置がない、本人は気を付けているので問題ないとのことであるが、十分気を付けて欲しい説明した。
- ・ 中古を購入し自身で整備しているので、状態は良好。ただ、V ベルトカバーがないので、危険性を指摘し説明すると、よく理解してもらえた。
- ・ 注油不良のためハンドル上下ロックレバーの動きが悪い。また、クラッチレバーの握りを離しても切れない状態なので非常に危険である。エアクリーナーのめ詰まり、汚れがあり要掃除。
- ・ 使いっぱなしで、あまり整備されていない。ハウスで使用。ハンドルが回転するので操作が大変、間違えそう。
- ・ ハンドルが回転できるタイプだと思われる。ハウス内で使用することが多く年齢を考えると

危ない。使えばなしで整備もされていないので、全体的に点検・整備(調整)が必要。

- ・ワイヤーの固着は潤滑油の塗布で改善。ヘッドランプは点灯するので、レンズのみ交換を勧めた。
- ・掃除が必要、さび止め必要、グリースも必要。

6. 乗用田植機のチェック結果

(1) 点検対象者中、乗用田植機が対象となったのは 99 人で全体の 4 割弱、台数は全てひとり 1 台であった。これらの主要スペック等は以下のとおりである。

- ①条数 4 条: 29 台、5 条: 17 台、6 条: 31 台、7 条: 12 台、8 条: 20 台
- ②購入年 昭和 59 年～令和元年、平均経過年数 7.6 年(ただし中古も購入年でカウント)
- ③新車・中古車 新車: 67 台、中古車: 18 台
- ④年間使用日数 1 日～60 日 平均 9.0 日
- ⑤年当たり平均使用時間 最小 8.1hr、最大 116.7hr、平均 39.2hr (新車購入でアワーメーター記入のある 31 台のみ集計)
- ⑥販売店等による定期点検 実施あり: 35 台(42.7%)、実施なし 47 台(52.3%)

(2) 実機チェックによる項目の集計結果

① ボンネット・カバー類

ボンネットや防護カバーの状態については、問題点のあるものは少なかった。若干数の要改善は、留め具不良等である。

○ ボンネット・カバー類の状況

	問題なし	要改善
取付けの良否	98 (99.0%)	1 (1.0%)
損傷の状況	94 (97.0%)	3 (3.0%)

② オイル・冷却水

オイルと冷却水についても、問題点のあるものは少なかった。3 件の要改善は全てオイルで、汚れ・不足等である。

○ オイル・冷却水の状況

	問題なし	要改善
台 数	95 (96.9%)	3 (3.1%)

③ ベルト張り・摩耗

各種ベルトの張りや摩耗は、問題点の指摘はなかった。

○ ベルトの張りと摩耗の状況

	問題なし	要改善
台 数	98(100.0%)	0 (0.0%)

④ 車輪亀裂・摩耗等

車輪についても問題点の指摘は 6 台とそれ程多くない。6 台のうち摩耗が 3 台、その他は亀裂・空気圧不足等である。

○ 車輪の状況

	問題なし	要改善
台 数	92 (93.9%)	6 (6.1%)

⑤ ブレーキ

ブレーキも問題点の指摘は少数であるが、格納時に駐車ブレーが使われていないとの報告が 3 件あった。

○ ブレーキの状況

	問題なし	要改善
遊び・効きの状況	98 (99.0%)	1 (1.0%)
駐車ブレーキの状況	96 (97.0%)	3 (3.0%)

⑥ 灯火類

ヘッドランプの球切れ・不点灯は 2 件であった。

○ ヘッドランプの状況

	点 灯	点灯しない
台 数	96 (98.0%)	2 (2.0%)

⑦ 聞き取り事項

以上、乗用田植機については年間使用時間がそれ程大きくないせいか、ハード上の問題点は比較的少なかった。

一方実機チェックに加え、田植機使用時の安全に関する事項について、農業機械士・JA担当者による対象高齢者への聞き取りを行った。その結果は下表のとおりで、それぞれ次のようであり、安全意識が高いとはいえない。

【運搬車の使用:道路上の移動はトラック等を使っているか】

道路上は自走(主として自走を含む)とする者が 2/3 以上を占め、なかには 2km 自走との回答もあった。

【ほ場の出入り:ほ場出入りのときに重しとして人を乗せていないか】

「乗せている」としている者が 12 名あった。もとより運転席以外は人を乗せる構造になってはおらず、ましてやほ場出入りの重しとなるには乗車カ所・田植機の走行姿勢とも不

安全であり、このようなことは避けるべきである。

【田植時:苗補給等の補助作業者を同乗させていないか】

「乗せている」とした者はほ場出入りに比べれば少ないものの 5 名あった。苗補給の要員と思われるが、これも前項目と同様好ましくない。

【グリスアップ:十分に行っているか、どこに行っているか】

「している」との回答が 9 割近くあったが、「していない」都の回答に対し点検実施者からは「植付部に必要」との指摘が多かった。

○ 聞き取り事項

	問題なし	要改善
道路上の移動	トラック等が主体 31 (32.0%)	全てor殆ど自走 12 (68.0%)
ほ場出入り時 補助作業者	乗せていない 86 (87.8%)	乗せている 12 (12.2%)
田植え時 補助作業者	乗せていない 94 (95.0%)	乗せている 5 (5.0%)
グリスアップ	している 86 (87.8%)	していない 12 (12.2%)

(3) 田植機による事故とヒヤリ・ハットの経験について

事故またはヒヤリ・ハットの経験をしたとの回答があったのは 15 人にであった。回答のうち代表的なものを以下に記す。乗用田植機事故の典型であるほ場から出るときの前輪浮き上がりが多く報告されている。

【事故とヒヤリ・ハットコメント例】

- ・ 田から出る時、急な畦を乗ったまま出たら前輪が上がってウィリー状態になった。
- ・ 田んぼから道までの上り坂でまえがポーンと上がってしまいビックリした。けがなし。
- ・ 使い慣れていない時、苗補給の際にレバーが中立に入っていないため一瞬前進してヒヤリとした。
- ・ 苗を載せたまま前方より出ようとして、前が浮いたことがある。今は、苗を外して、後方または降りて安全レバーを使用して出入りしている。
- ・ 圃場から出るときアルミブリッジを使用せず前進で出たために前輪が浮きそうになった。そのとき補助作業者も一人、乗車していた。畦超え速度はあるが、畦越えアームは付いていない。

(4) 点検者の全体所見

「全体所見・その他特記事項」との欄に、点検に当たった農業機械士・JA担当者が自由に記入した内容のうち、代表的なコメントを以下に記す。

【全体所見コメント例】

- ・ 作業する時はいつもゆっくり丁寧にされているのをみている。機械も古いけど整備が行き届いている。爪の部分はサビが出やすいので油を塗り布を巻いてあった。農機の製造会社にお勤めで兼業農家だったので、機械のことはたいへん詳しい。
- ・ シートの座面クッションが不良のため踏ん張りがきかないと思われる。一度点検をおすすめします。
- ・ 整備は問題ないので、路上走行の危険性を話して理解してもらった。
- ・ 施肥機が付いているが洗浄が不十分なため、腐食が目立つ
- ・ 田から出る時に前に人を乗せて欲しくないです。長期間大切に使うっておられすごいと思います。
- ・ 土汚れもきれいに洗い流されていて大事に使われている。サビが出やすいところなど必要なところには油を付けてある。
- ・ 年式も古く、中耕購入時より販売店での整備を受けていないので、今後も使用する場合は、点検整備が必要。更新を推進中。
- ・ 古い機種なので点検整備の重要性を話し、グリスアップなど自分で行えることを伝えた。
- ・ 圃場から出にくいところがあり、その時だけ前部に人を乗せるという。出入り口の改善が必要。
- ・ 圃場まで近くて自走しているので、道路(県道)の横断に十分注意するよう、指導した。
- ・ 屋根はあるが囲いが無いので、シート等で囲ってもらうようにした。

7. コンバインのチェック結果

(1) 点検対象者中、コンバインが対象となったのは 121 人で全体の 4 割強、台数は 122 台とひとりだけ 2 台点検があった。自脱が 121 台、汎用が 1 台である。これらの主要スペックは以下のとおりである。

- ① 条数 最小 2 条～最大 6 条、平均 3.2 条
- ② 購入年 平成 3 年～令和元年、平均経過年数 8.4 年(ただし中古も購入年でカウント)
- ③ 新車・中古車 新車：75 台、中古車：32 台
- ④ 年間使用日数 1 日～60 日 平均 11.1 日
- ⑤ 農機具店等による定期点検 実施あり：55(54.5%) 実施なし：46(45.5%)

(2) 実機チェックによる項目の集計結果

① エンジン周り

エンジン周りのチェック結果は次表のとおりで、オイル・冷却水で問題があったのはオイル及びエレメントの要交換が多く、ラジエーターの水漏れも 1 例あった。わらくずの除去

が不十分なものも一定数みられた。

○ エンジン周りの状況

	問題なし	問題あり
オイル・冷却水	110 (90.9%)	11 (9.1%)
わらくずの除去	106 (86.9%)	16 (13.1%)

② 足回り

足周りのチェック結果は次表のとおりで、クローラの摩耗・亀裂、張りが弱いものが多少みられた。また転輪類で問題があった点はスプロケットの摩耗等であった。

○ 足回りの状況

	問題なし	問題あり
摩耗・亀裂	111 (91.0%)	11 (9.0%)
クローラの張り	108 (91.5%)	10 (8.5%)
転輪類	112 (92.6%)	9 (7.4%)

③ 運転操作部

運転操作部は各項目ともそれ程問題はないが(操向装置・ブレーキの指摘は遊び大が主)、刈取部の落下装置が装備されていないものが4例みられた。

○ 運転操作部の状況

	問題なし	問題あり・装備なし
操向装置	118 (97.5%)	3 (2.5%)
ブレーキ	116 (98.3%)	2 (1.7%)
刈取部の落下防止装置	111 (96.5%)	4 (3.5%)

④ 乗降装置(ステップ、手すり)、灯火類(ヘッドランプ、ウィンカー、作業灯)

これらについては、各項目とも問題ありとの報告は0～2例程度であり、ほとんど問題がなかったといえる。なお、作業灯についてはもともと装備のないものが21例(17.2%)あった。

⑤ 反射板

低速車マークが装備されているのは1割とまだまだ少ない。同マークではない反射器(いわゆる猫目)も装備のないものが2割弱あった。

○ 反射板の有無

	あ り	な し
低速車マーク	12 (10.0%)	108 (90.0%)
その他後部反射器	101 (83.5%)	20 (16.5%)

⑥ 反射鏡(バックミラー)

バックミラーが装備されていないものが 6 台あったが、公道走行をする場合は重要な装備である。

○ バックミラーの装備

	あ り	な し
台 数	113 (95.0%)	6 (5.0%)

⑦ 刈取部

刈取部は、カバーに変形等若干の問題がみられるほか、刈刃は 1 割弱に損傷・要研磨がみられた。また、約 15 %にシーズン後の清掃が不十分なものがあつた。

○ 刈取部の状況

	問題なし	問題あり
カバー取付良否	121 (99.2%)	1 (0.8%)
カバー損傷	117 (95.9%)	5 (4.1%)
刈刃損傷	111 (91.0%)	11 (9.0%)
わらくずの除去	104 (85.2%)	18 (14.8%)

⑧ 排わら部

排わら部は、カバー及びカッター刃に一部損傷がみられ、前者は変形、後者は摩耗・破損等であつた。

○ 排わら部の状況

	問題なし	問題あり
カバー取付良否	120 (100.0)	0 (0.0%)
カバー損傷	112 (94.9%)	6 (5.1%)
カッター刃損傷	113 (94.2%)	7 (5.8%)

⑨ 手こぎ部非常停止ボタン

手こぎ部非常停止ボタンについては、装備なしが 2 割近くあつた。

○ 手こぎ部非常停止ボタン装備状況

	あ り	な し
台 数	99 (82.5%)	21 (17.5%)

(3) コンバインによる事故とヒヤリ・ハットの経験について

事故またはヒヤリ・ハットの経験をしたとの回答があつたのは 20 人であつたが、回答のうち代表的なものを以下に記す。コンバイン事故の典型である手こぎ時の事故等が報告されている。

【事故とヒヤリ・ハットコメント例】

- ・ カッターに詰まったワラを取っている時に、カッターの刃に触って指先を少し切った。
- ・ カッター刃についているワラゴミを取る際、手が刃に当たりケガをした。
- ・ 畦畔際を刈り取り中、ハンドル操作を間違え畦畔に乗り上げクローラーが切れた。倉庫に格納中、壁に寄り過ぎてカバーを擦った
- ・ コンバインカーにて運搬中、後部より追突され本人が道路に投げ出された。コンバインカーの後部に反射板がなかったためと思われる。
- ・ コンバインを積載車に乗せようとした際、主変速を「高」にしていたため、脱輪しそうになった。ケガなし。
- ・ 脱穀作業をする時に指をケガした。
- ・ 田に入る時に急な坂があり、前転しそうになった、ケガなし。
- ・ 駐車ブレーキが片効きした。
- ・ 手こぎ作業時、ワラと一緒に手袋を持って行かれそうになった。ケガなし。
- ・ トラックに積む時、ブリッジから外れて脇の水路にコンバインと一緒に転落、足を骨折した。
- ・ トレーラーでコンバインを配送中に落ちてしまった。グレンタンクの損傷、人間は乗っていないかった。
- ・ 圃場の入り口に前後しながら刈り口を作っている時、右側が入口スロープ部から外れ右側に横転、ケガなし。

(4) 点検者の全体所見

「全体所見・その他特記事項」との欄に、点検に当たった農業機械士・JA担当者が自由に記入した内容のうち、代表的なコメントを以下に記す。

【全体所見コメント例】

- ・ 秋に使ったまま格納している。バイトに行ってしまった。故障なく秋の稲刈りが終わった。
- ・ 稲刈り作業後、まだ粗維持ができていなかった。これから掃除するところだったので、この時期に点検にきてくれてよかったとのこと。
- ・ コンバインの周りに他の道具などが詰めて置かれていて、後部をみるができなかった。クローラは田の周りのコンクリートなどでかなり欠けていて取替が必要と思われる(本人もそう思っているとのこと)。
- ・ 左右転輪にガタがあり JA に修理をお願いした。
- ・ 三角反射板を付けるよう指示。
- ・ 掃除が終わりシートを被せた状態であった。使用する時間より整備をする時間のほうが長く明日にでも使えるようにしてあった。倉庫の中も整理整頓がしてあり道具類も誰がみても分かるように分類されていた。私自身も見習いたい。
- ・ メーカーの整備が終わって格納されてされているので問題はない。81 歳になり今年一杯で農業を辞めるとのこと、昨年まではバリバリ草刈りをやっても元気であったが今年は

暑さなどで参ってしまい限界を感じ辞める決断をした、後継者もいないので中間管理機構に貸し出す予定。地区にこんな人が何人かいる。今の日本の現状か。

- ・よく整備されているが、カッター部の開け方を知らなかったため、ワラくずがたまっていた。クローラのスプロケットがすり減ってきているようだ。
- ・ラジエター水漏れ、交換した。エンジンオイル汚れ、交換。
- ・わらくずや泥が残ったままであったので指導した。

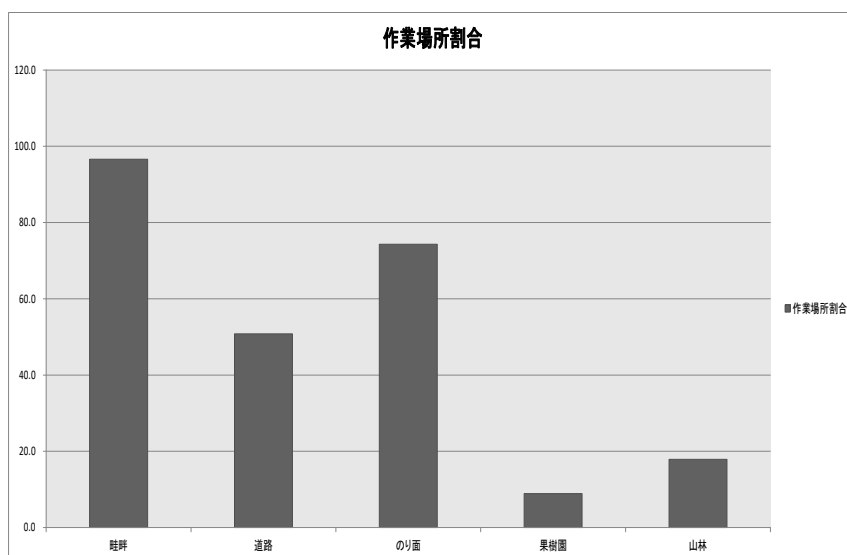
8. 刈払機のチェック結果

(1) 点検対象者中、刈払機が対象となったのは 179 人で全体の 8 割、台数は 188 台と、2 台チェックしたのが 9 人であった。これらの主要スペック等は以下のとおりである。

- ① 購入年 昭和 63 年～令和元年、平均経過年数 7.1 年
- ② 刈り刃 チップソー：169(90.4%) ナイロンコード：15(8.0%)
その他：3(1.6%)
- ③ 年間使用日数 3 日～ 260 日 平均：32.5 日
- ④ 主な作業場所

○ 刈払機の主な作業場所(複数回答あり)

畦 畔	道 路	のり面	果樹園	山 林
173(96.6%)	91(50.8%)	133(74.3%)	16(8.9%)	32(17.9%)



(2) 実機チェックによる項目の集計結果

① 安全鑑定証票

安全鑑定を受検していた(正確には証票があったもの)は、1 / 3 以下にとどまった。

○ 安全鑑定証票貼付の有無

	あ り	な し
台 数	59 (32.4%)	123 (67.6%)

② カバー類

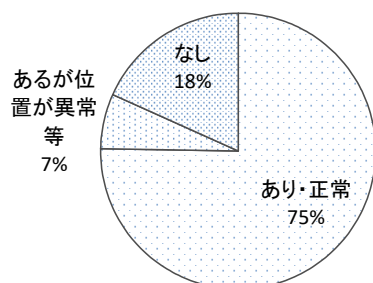
刈刃部分の飛散物防護カバーについては、正常なものは約 1 割にとどまった。新品時点から装備されていないものは皆無と思われるが、草がからまること等を嫌い完全に除去してしまったものが 2 割、位置をずらして使っているもの及び破損(ほとんどは位置ずらし)が実に 7 割であった。なお、チェックシート上は正常と報告されているものであっても、写真で確認して位置が異常等と判断されるものは「あるが位置が異常等」に分類した。

エンジン周りについては概ね問題なかったが、問題ありと指摘されているものは汚れ、カバーの欠け等である。

○ 飛散物防護カバー等の状況

	あり・正常	あるが位置が異常等	な し
飛散物防護カバー	140 (75.3%)	12 (6.5%)	34 (18.3%)
エンジン周りカバー	180 (95.7%)	8 (4.3%)	

飛散物防護カバーの状況



③ スロットル

安全性の高い非固定式であるか(スロットルから手を離すと回転がアイドリングになる仕組みであるか)をチェックしたが、半分強が非固定式であった。ただし手を離しても高回転が連続するよう自分で固定してしまっているものが 6 例あった。

○ スロットルの状況

	非固定式で正常	非固定式で無理に固定	固定式
台 数	96 (51.6%)	6 (3.2%)	84 (45.2%)

④ 緊急離脱装置

構造上もともと装備のない背負式を除くと、緊急離脱装置の装備率は約7割であった。「なし・故障」との分類は多くが「なし」であるが、「破損」「要調整」等が 6 例あった。

○ 緊急離脱装置の状況

	あ り	なし・故障	背負式(なし)
台 数	93 (69.9%)	40 (30.1%)	49

⑤ 刈刃

刈刃そのもののガタ・ゆるみ・欠けなどが報告されたのは1割強である。これらは作業性への影響のみならず、チップが外れて飛散するなど事故につながることもあり、注意が必要である。取付ボルトがあまいとされたのも3例だが報告された。

保管時刃先カバーとは、保管や運搬時に刃の部分に装着するカバーのことであるが、装着されているのは4割弱にとどまった。

○ 刈刃周りの状況

	問題なし	問題あり
ガタ・ゆるみ・欠け	162 (88.0%)	22 (12.0%)
取付ボルト固定	181 (98.4%)	3 (1.6%)
保管時刃先カバー	64 (36.2%)	113 (63.8%)

※保管時刃先カバー欄はナイロンコード刃のため使用していないものを除く

⑥ 聞き取り事項

実機チェックに加え、刈払機使用時の安全用具に関する事項について、農業機械士による対象高齢者への聞き取りを行った。その結果は下表のとおりで、それぞれ次のようであった。

【ゴーグル・フェイスシールド】所有率は比較的高いが、使用率は6割強程度である。

【ヘルメット】所有率は4割弱であるが、使用は1割強にとどまる。

【防振手袋】所有率は約5割で、4割強に使用されている。

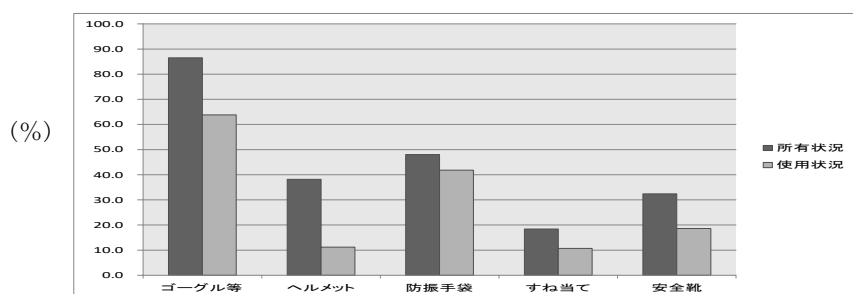
【すね当て】所有率は2割以下にとどまり、使用率はさらに低い。

【安全靴】「安全靴」の定義が単純ではないが、聞き取り結果では所有率約1/3、ただし使用率は2割弱であった。

○ 聞き取り事項

	所有の有無		使用の有無	
	あ り	な し	あ り	な し
ゴーグル・フェイスシールド	154 (86.5%)	24 (13.5%)	113 (63.8%)	64 (36.2%)
ヘルメット	68 (38.2%)	110 (61.8%)	20 (11.2%)	158 (88.8%)
防振手袋	86 (48.0%)	93 (52.0%)	74 (41.8%)	103 (58.2%)
すね当て	33 (18.4%)	146 (81.6%)	19 (10.7%)	159 (89.3%)
安全靴	58 (32.4%)	121 (67.6%)	33 (18.6%)	144 (81.4%)

刈払機聞き取り事項 所有・使用の「あり」の割合



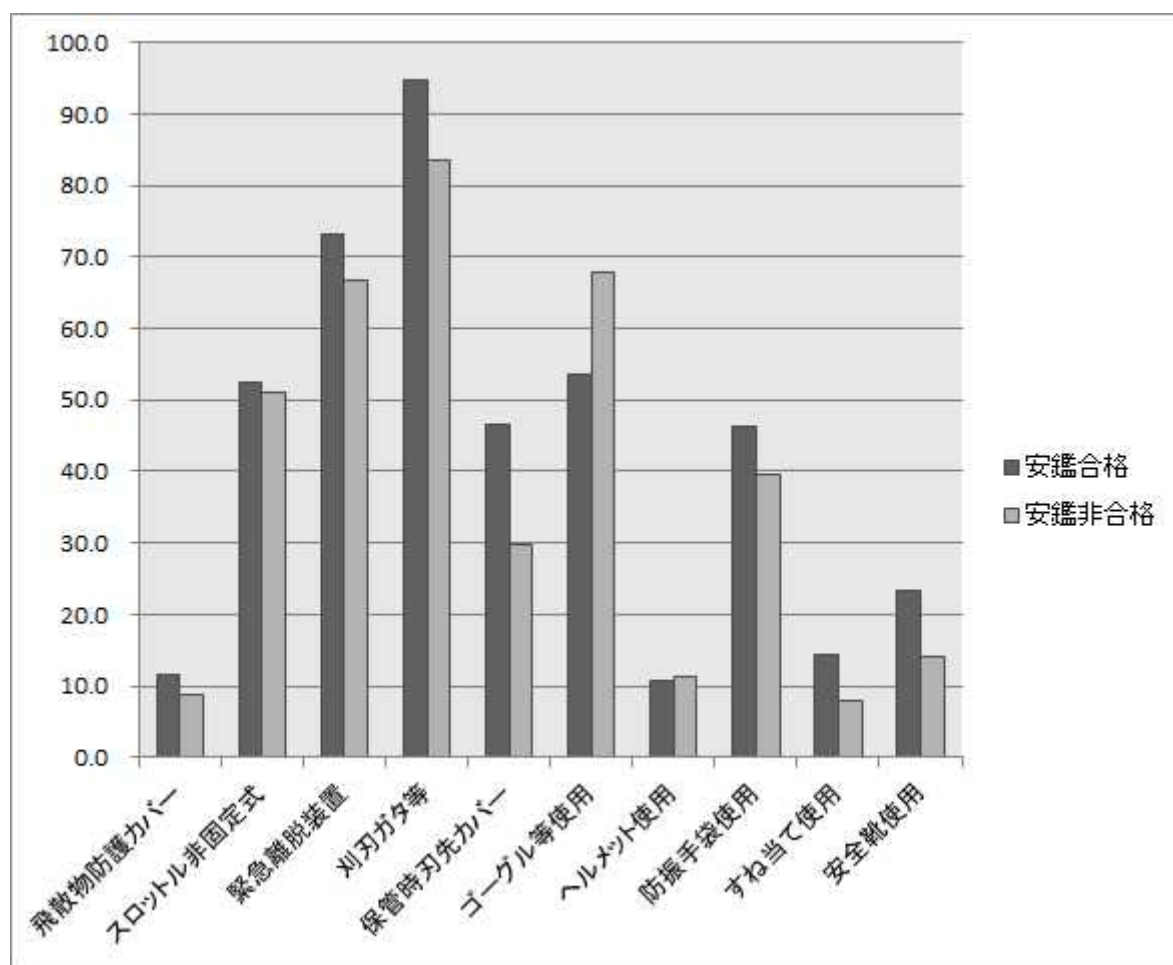
(3) 上記(2)の集計項目のうち、主要な項目について(2)①の安全鑑定合格機であるか否かとの相関についてクロス集計を行ってみたのが、以下の表である。表中右側欄が○となっているものが、安全鑑定合格機(または合格機使用者)の方が望ましい傾向を示している項目であるが、ゴーグル・シールド、ヘルメットの使用の2項目を除き安全鑑定合格機の方が好結果となっている。

○ 各点検項目に関し安全鑑定合格機であるかどうかとの相関関係

飛散物防護カバー	あり・適正	要改善、なし	○
安全鑑定合格	6 (11.5%)	46 (88.5%)	
〃 非合格	10 (8.8%)	103 (91.2%)	
スロットル非固定式	非固定式・適正	固定式、要改善	○
安全鑑定合格	31 (52.5%)	28 (47.5%)	
〃 非合格	62 (51.2%)	59 (48.8%)	
緊急離脱装置	あり・適正	要改善、なし	○
安全鑑定合格	33 (73.3%)	12 (26.7%)	
〃 非合格	62 (66.7%)	31 (33.3%)	
刈刃ガタ・ゆがみ・欠け	問題なし	問題あり	○
安全鑑定合格	56 (94.9%)	3 (5.1%)	
〃 非合格	96 (83.5%)	19 (16.5%)	
保管時刃先カバー	あり	なし	○
安全鑑定合格	27 (46.6%)	31 (53.4%)	
〃 非合格	34 (29.8%)	80 (70.2%)	
ゴーグル・シールド	使用あり	使用なし	×
安全鑑定合格	30 (53.6%)	26 (46.4%)	
〃 非合格	78 (67.8%)	37 (32.2%)	
ヘルメット	使用あり	使用なし	×
安全鑑定合格	6 (10.7%)	50 (89.3%)	
〃 非合格	13 (11.2%)	103 (88.8%)	
防振手袋	使用あり	使用なし	

安全鑑定合格	26 (46.4%)	30 (53.6%)	○
〃 非合格	46 (39.7%)	70 (60.3%)	
すね当て	使用あり	使用なし	○
安全鑑定合格	8 (14.3%)	48 (85.7%)	
〃 非合格	9 (7.8%)	20 (92.2%)	○
安全靴	使用あり	使用なし	
安全鑑定合格	13 (23.2%)	43 (76.8%)	○
〃 非合格	17 (14.7%)	99 (85.3%)	

(%) ○各点検項目望ましい結果と安全鑑定合格機であるかとの相関



(4) 刈払機による事故とヒヤリ・ハットの経験について

事故またはヒヤリ・ハットの経験をしたとの回答があったのは 47 人であったが、回答のうち代表的なものを以下に記す。刈払機事故の典型である石などの飛散が多かったが、転倒などの経験者もかなり多い。

【事故とヒヤリ・ハットコメント例】

- ・ 畦の草刈り中に空き缶を切って、その缶が足に当たった。ケガなし。
- ・ 石が目の側に飛んできた、いつもゴーグルを掛けていないので、するようにしたい。

- ・ エンジンの音で後ろの人に気づかないことがある。
- ・ 大きな事故はないが、作業のたびに石等が飛んで痛い思いをする。
- ・ 回転中の刃が当たり指にケガをした。
- ・ 草刈作業中、小石が顔に当たった。
- ・ 傾斜のある土手を草刈中に足を滑らせて転倒した。ケガはなし。
- ・ ケガをしたことはないが石が飛んできたことがある
- ・ 作業中に石をはじいて身体に当たったため、フェイスシールドをするようになった。
- ・ 山林で作業中足を滑らせることはよくある。
- ・ 山林の下刈りをしている際、足が下草に引っかかり転び、足を切りそうになった。
- ・ 自宅の裏山の少し急な法面の作業中、長靴が滑り 4m 程度の高さから滑り落ちて左膝を骨折。一人暮らしで携帯も所持していなかったため、這って家に帰り救急車を呼んだ。人工関節を入れたため、膝を 90 度位しか曲げられなくなったが、農作業は何とかできるようになっている。
- ・ 田の畦を機械を立てて刈っていた時、刃が何かに当たり思わぬ方向を向き、刃が左足小指小指に触れた。小指の外側をそぐように切った。ゴム製の田植え長靴を履いていた。
- ・ チップソーのボルトが外れて、刃が 5m ほど飛んだ。
- ・ チップの刃が欠けて急に振れがひどくなった時にビックリした。歩いていて水路に落ちたことがあったが、ケガはしなかった。
- ・ 道路際を草刈り中小石がはね右目に当たった。保護メガネ等をしていなかった。直ぐに医者に行き治療、軽傷であった。
- ・ 長年の振動で手がしびれてダメだ、もっと早くから防振手袋をやっていたら良かった。ただし防振手袋は 6000 円と高い。
- ・ 法面から滑り落ちた。
- ・ 用水路の法面で草刈り作業中、用水路に草を落とさないよう右脚を下に左脚を上にも構え、右下から上方に刈り上げてている最中、左脚を前に踏み込みすぎて刃が当たってしまった。左足甲の内側で長靴の上から切れたが、カットバンで済み助かった。
- ・ 目にケガをしてからはメガネを必ずするようになった。
- ・ 草刈り中刈り刃の取付ボルトが外れ、回転する刃によって足をケガ。作業前に締め付け具合を確認していなかった。

(5) 点検者の全体所見

「全体所見・その他特記事項」との欄に、点検に当たった農業機械士・JA担当者が自由に記入した内容のうち、代表的なコメントを以下に記す。

【全体所見コメント例】

- ・ 新しい刈り刃に交換するよう指導。
- ・ 一番使用頻度が高いのに、一番手入れができていない。もう少し注意してもらうようにアドバイスをした。

- ・ エンジン周りの汚れがひどく、エアフィルターの腐食があり、年式も古いいため買い換えをお願いした。
- ・ 肩掛ベルトは常時使用するよう指示した。
- ・ 刈払機の防護カバーは草が絡まりやすいので外しているとのこと(夫婦とも)。危険は伝えしたが、改善は無理のようだ。メガネをするから安心という考えのようである。
- ・ 笹刈りの際に引っかかるため、刈り刃カバーを付けたくないとのこと。
- ・ 全体に問題はないが、カバーを外したり、安全装備を使用していないなど、大きな事故はないが安全への意識が若干低いと思われた。そこを説明した、今後は可能な限り対応しますとのことでした。
- ・ 体力に自信がある人で、早く作業を終わろうとする傾向がある。もう少し、しっかり刈取り部分を少なくしながら進む方が安全作業につながると考える。
- ・ バッテリー式なのでスロットルの使い方が違っていた。安全靴の使用を勧めた。
- ・ 飛散物防護カバーが移動されていたので元の位置に戻すよう指示。肩掛バンドを常に取り付けるように指示。
- ・ 飛散物防護カバーやゴーグルなど、石が飛んでくるのになぜしないのだろうかと思った。話をしたら分かってくれたが、きちんとした作業姿勢を継続するために、一人一人が真面目に取り組む必要がある。
- ・ 飛散防護カバーを付けないと危ないことはよく知っていたが、草が絡まるからそのままにしていた。改めて刈払機の事故等の話をし、ホームセンター等のカバーを付けてもらうよう指導した。

対象者シート

通し番号 ①

県名

相違農業機械士名

点検対象者名

点検月日

月

日

対象者の住んでいる市町村	対象者の生まれた年	昭和	年
対象者の就農した年	昭和・平成・令和	年頃	※概ねで可
[経営概況]営農形態：個別経営・集落営農等・法人・その他()←いずれかに○			
農地：田()	a 畑()	a 施設()	a
主要作目：水稻・麦類・豆類・いも類・露地野菜・施設野菜・果樹・乳牛・肉牛←3つまでに○			
その他()			

●対象者の農作業安全に関する状況 ←対象者からの聞き取りにより記入して下さい

(1)農作業のときのケガなどが補償されるような保険に入っていますか (ひとつに○)
()入っている→(2)へ ()入っていない→(3)へ ()よく分からない→(3)へ

(2)上の質問で「入っている」と答えた方のみ：どのような保険ですか (該当に○)
()労災保険
※厚生労働省の所管する国の保険制度。基本は雇われている人を対象とするものだが、農業者は経営主でも特別加入できる。
()農作業中傷害共済など農業のケガの補償が主となる保険
※JAや損害保険代理店で入る農作業時のケガを目的とした保険。
()自動車共済・保険で農業機械によるケガが補償される保険
※JAや自動車販売店で入る自動車保険で、農業機械を対象とするもの。なお、自動車を対象とする保険に加入して、農業機械にも特約をつけることができるものがある。
()生命共済・保険等でケガの治療が補償される特約を付けている
※JAや生命保険代理店で入る生命保険で、ケガ治療時の入院などに保険金が出るもの。
農作業時のケガも対象となる。
()その他()

(3)田や畑に出かけるとき、普通、携帯電話は持ち歩きますか (ひとつに○)
()はい ()いいえ ()携帯電話を持っていない

【対象者シート】

通し番号

農業機械チェックシート【乗用型トラクター・農用運搬車】

いすれかに○

県名

担当農業機械士名

点検対象者名

対象機メーカー名：

型式名：

馬力：ps

購入年：昭・平・令

年(新車・中古)

2WD・4WD

車輪・セミクローラ・フルクローラ

安全キャブ・フレーム(いすれかに○)：キャビン装備・安全フ列ーム装備・いすれもなし

アワーメーター：

hr

点検対象者が当該機を使用する日数：年間約

日

当該機を日常(作業の前などに)点検整備する人：本人・その他の人(誰：)

当該機は販売店等による年1回などの定期点検が行われているか：はい()いいえ()

「はい」の場合、一番最近の点検はいつか(平成・令和

年

月)

当該機の主要作業(複数に○)：耕うん・代かき・防除・収穫・運搬・その他()

問題なし：○、要改善：✓、装着なし：なし と記入し、要改善の場合、その内容等を記入

部 分	点 検 項 目	状 態	改 善 す べ き 点
転倒転落 安全装置	安全キャブ・フレーム		
	シートベルト		
	エンジン回り	ボンネット	取付良否
		・カバー類	損傷状況
		オイル・冷却水	
足回り	ベルト類(張り・摩耗)		
	車 輪	空気圧	
		摩耗・亀裂	
		止めボルト	
	クローラ	摩耗・亀裂	
ブレーキ		張り	
	ブレーキ	遊び・効き	
		左右連結	
	駐車ブレーキ		
	ステッブ		
灯火類	手すり		
	ヘッドランプ		
	リヤランプ		
	ブレーキランプ		
	ウィンカー		

【トラクター・運搬車1枚目】

部 分	点 検 項 目	状 態	改 善 す べ き 点
灯火類 反射板	その他作業灯		
	三角反射板(低速車マーク)		
	その他の後部反射器		
反射鏡	バックミラー		
	軸ガード(トラクター側)		
	ユニバーサルジョイントのカバー		
ロータリー の他のアタッ チメント	上配カバー回り止めチェーン		
	軸ガード(ロータリー側)		
	その他カバー・ガード類		
安全表示	耕うん爪取付状況		
	各種注意喚起ラベル		

●以下は聞き取りで記入

項 目	聞 取 項 目	状 況	改 善 す べ き 点
安全フ列ーム	作業時に折れたんでいないか		
シートベルト	乗車時に締めているか		
ブレーキ連結	必要時以外は連結するか		
注油・グリス アッブ	十分に行っているか どこに行っているか		

●事故又はヒヤリ・ハットの経験 ー対象者からの聞き取りにより記入して下さい
トラクター・運搬車によりケガをした経験や、危なかったと思った瞬間などを教えて下さい
[時 期] 昭和・平成・令和 年頃 季節()
[状況・ケガの有無など]

[全体所見・その他特記事項]

【トラクター・運搬車2枚目】

通し番号

農業機械チェックシート【耕うん機】

県名	担当農業機械士名	点検対象者名
----	----------	--------

対象機メーカー名：	型式名：	馬力：	ps
購入年：昭・平・令	年(新車・中古)	ロータリー付き・ロータリーなし・車軸耕うん式	
点検対象者が当該機を使用する日数：年間約	日		
当該機を日常(作業の前などに)点検整備する人：本人・その他の人(誰：)			

問題なし：○、要改善：✓、装着なし：なし		と記入	要改善の場合、その内容を記入
部 分	点 検 項 目	状 態	改善すべき点
証票 エンジン回り	安全鑑定証票		
	エンジンカバー		
	Vベルトカバー		
	ベルト（張り・摩耗）		
	オイル・冷却水		
足回り（タイヤ）	その他		
	空気圧		
	摩耗・亀裂		
	止めボルト		
	主クラッチ遊び・作用		
運転操作部	サイドクラッチ遊び・作用		
	作業部クラッチ遊び・作用		
	スロットルレバー		
	駐車ブレーキ		
	デッドマンクラッチ		
安全装置 (後退時挟まれ防止等)	非常停止ボタン(キルスイッチ)		
	挟圧防止装置		
	後進時作業部停止装置		

【耕うん機1枚目】

部 分	点 検 項 目	状 態	改善すべき点
灯火類 ロータリー	ヘッドランプ		
	駆動部カバー		
	ロータリーカバー		
	耕うん爪		
安全表示	各種注意喚起ラベル		

●事故又はヒヤリ・ハットの経験 ←対象者からの聞き取りにより記入して下さい
耕うん機によりケガをした経験や、危なかったと思った瞬間などを教えて下さい
[時 期] 昭和・平成・令和 年頃 季節()
[状況・ケガの有無など]

[全体所見・その他特記事項]

【耕うん機2枚目】

通し番号

農業機械チェックシート【乗用田植機】

県名	担当農業機械士名	点検対象者名
----	----------	--------

対象メーカー名：	型式名：	条数：	条
購入年：昭和・令和	年(新車・中古)	アワーメーター(ある場合)：	hr
点検対象者が当該機を使用する日数：年間約 日			
当該機を日常(作業の前などに)点検整備する人：本人・その他の人(誰：)			
当該機は販売店等による年1回などの定期点検が行われているか：はい()いいえ()			
「はい」の場合、一番最近の点検はいつか(平成・令和 年 月)			

問題なし：○、要改善：△、装着なし：なし と記入▽ 要改善の場合、その内容等を記入

部 分	点 検 項 目	状 態	改善すべき点
エンジン回り	ボンネット	取付良否	
	・カバー類	損傷状況	
	オイル・冷却水		
足回り	ベルト類(張り・摩耗)		
	車 輪	摩耗・亀裂	
		止めボルト	
ブレーキ	ブレーキ	遊び・効き	
	駐車ブレーキ		
乗降装置	ステップ		
	手すり		
植付部	植付爪 曲がり・不具合		
	苗載台 苗送りゆるみ		
灯火類	ヘッドランプ		
安全表示	各種注意喚起ラベル		

●以下は聞き取りで記入

項 目	聞 取 項 目	状 況	改善すべき点
運搬車の使用	道路上の移動はトラック等を使っているか		
は場の出入り	は場出入りのときに重しとして人を乗せていないか		

【乗用田植機 1 枚目】

聞き取り 続き

項 目	聞 取 項 目	状 況	改善すべき点
田植時	苗補給等の補助作業者を同乗させていないか		
グリスアップ	十分に行っているかどうかどこに行っているか		

●事故又はヒヤリ・ハットの経験 ←対象者からの聞き取りにより記入して下さい
田植機によりケガをした経験や、危なかったと思った瞬間などを教えて下さい
[時 期] 昭和・平成・令和 年頃 季節()
[状況・ケガの有無など]

[全体所見・その他特記事項]

【乗用田植機 2 枚目】

通し番号

農業機械チェックシート【コンバイン】

県名	担当農業機械士名	点検対象者名
----	----------	--------

対象機メーカー名：	型式名：	条数：	条
購入年：昭・平・令	年(新車・中古)	自脱型・汎用型	
アワーメーター：	hr	グレンタンク式・ホップ式	
点検対象者が当該機を使用する日数：	年間約	日	
当該機を日常(作業の前などに)点検整備する人：本人・その他の人(誰：)			
当該機は販売店等による年1回などの定期点検が行われているか：はい()いいえ()			
「はい」の場合、一番最近の点検はいつか(平成・令和 年 月)			

問題なし：○、要改善：△、装着なし：なし と記入し、と記入し、要改善の場合、その内容等を記入

部 分	点 検 項 目	状 態	改善すべき点
エンジン回り	オイル・冷却水		
	わらくずの除去状態		
	摩擦・亀裂		
足回り (クローラ)	クローラの張り		
	転輪類		
運転操作部	操向装置(レバ、ハンドル)		
	走行レバー(中立ずれ等)		
	ブレーキ		
	刈取部の落下防止装置		
乗降装置	ステップ		
	手すり		
灯火類	ヘッドランプ		
	ウインカー		
	その他作業灯		
反射板	三角反射板(低速車マーク)		
	その他の後部反射器		

【コンバイン1枚目】

部 分	点 検 項 目	状 態	改善すべき点
反射鏡	バックミラー		
刈取部	カバー類	取付の良否	
		損傷の有無	
	刈刃の損傷		
脱穀部	わらくずの除去状態		
	カバー類	取付の良否	
		損傷の有無	
	ベルト・チェーンの張り		
排わら部	わらくずの除去状態		
	カバー類	取付の良否	
		損傷の有無	
	カッター刃の損傷		
安全装置	手こぎ部非常停止ボタン		
安全表示	各種注意喚起ラベル		

●事故又はヒヤリ・ハットの経験 ←対象者からの聞き取りにより記入して下さい
コンバインによりケガをした経験や、危なかったと思った瞬間などを教えて下さい
[時期] 昭和・平成・令和 年頃 季節()
[状況・ケガの有無など]

[全体所見・その他特記事項]

【コンバイン2枚目】

通し番号

農業機械チェックシート【刈払機】

※押して抜くタイプの章刈機は刈払機には含まれません

県名	担当農業機械士名	点検対象者名
対象機メーカー名：型式名：肩掛式・背負式		
購入年：昭和・平・令	年	刈刈：チップソー・ナイロンコード・その他（ ）
点検対象者が当該機を使用する日数：年間約 日		
当該機を日常（作業の前などに）点検整備する人：本人・その他の人（誰： ）		
当該機の主要作業（複数に○）：畦畔・道路・のり面・果樹園・山林・その他（ ）		

問題なし：○、要改善：△、装着なし：なし と記入 ㊟ ㊞ 要改善の場合、その内容を記入			
部 分	点 検 項 目	状 態	改 善 す べ き 点
証 票	安全鑑定証票		
	飛散物防護カバー（刈刈）		
	エンジン回り		
スロットル	非固定式であるか		
	バンドの損耗・亀裂		
	緊急離脱装置の作動		
刈刈	ガタ・ゆがみ・欠け		
	取付ボルトの固定		
	保管時の刃先カバー		

●以下は聞き取りで記入

部 分	点 検 項 目	所有の有無	使用の有無	備 考
安全装備の所有及び使用状況（日常的に使用している場合、使用するのと記入）	ゴーグル・フェイスシールド	あり・なし	あり・なし	
	ヘルメット	あり・なし	あり・なし	
	防振手袋	あり・なし	あり・なし	
	すね当て	あり・なし	あり・なし	
	安全靴 ※普通のゴム靴は含まない	あり・なし	あり・なし	

【刈払機 1 枚目】

●事故又はヒヤリ・ハットの経験 ー対象者からの聞き取りにより記入して下さい
刈払機によりケガをした経験や、危なかったと思った瞬間などを教えて下さい
[時 期] 昭和・平成・令和 年頃 季節()
[状況・ケガの有無など]

[全体所見・その他特記事項]

【刈払機 2 枚目】

元 7.12 全国農業機械士協議会事務局

○令和元年度 ベテラン農業機械点検の実施方法

近年、農業機械作業に係る死亡事故は農作業死亡事故全体の6～7割を占めるほか、農作業事故死亡者に占める80歳以上の方の割合は増加傾向にあります。

農業機械による事故を防止するためには、機械が安全に作動するよう定期的な点検・整備を行うことが重要ですが、それをしないまま農業機械を使用している状況が散見されます。定期的に点検・整備していない機械は、作業中に故障し事故につながるリスクも高くなるはずです。

このため、高齢農業者の方が所有する農業機械を点検し、その結果を踏まえ、点検・整備の大切さをお伝えするとともに、その機会を捉え農作業事故への注意喚起することにより、農作業事故の減少につなげていくための補助事業を農林水産省が平成30年度から実施しています。

日本農業機械化協会がこの事業を受託し、前年度に引き続き「ベテラン農業機械点検」として実施しますが、全国農業機械士協議会におきましてはこれに全面的に協力し、以下のうな形で点検を進めていきたいので、よろしく願いました。

1. 実施期間

事業全体の実施：平成31年4月～令和2年3月

現場点検の実施：令和元年7月～令和元年12月

※なるべく秋の繁忙期前に実施するよう、願いました。

2. 点検を実施する人

府県農業機械士組織所属の農業機械士であれば誰でもかまいません。また、県ごとに実施者数の制限はありません。ただし、なるべく7月12日の説明会に出席した方ご本人が優先して点検を実施するようにして下さい。（実施者数の目途としては各県1～数名程度）

3. 点検の対象となる人

(1) 年齢

必ず65歳以上（昭和29年以前の生まれの方）である必要があります。ただし、事業の主旨から言って75歳以上の方なるべく優先して点検するようにして下さい。府県点検対象者総数のうち半数以上が75歳以上になることを目標とします。

(2) 農業経営

個別経営の方を優先しますが、集落営農や法人経営でオペレーターを務めているよう

な方でも結構です。ただし後者の場合は、点検する機械が主としてその方が使っている（年間使用時間の概ね半分以上）状態である必要があります。

(3) 対象者の選び方

対象者の選び方は点検を実施する人にお任せします。親戚や知り合い、もしくは知合いの知り合いといった、つてをたこととで差し支えありません。一方、イベントや集会などで高齢者に声をかけたり、市町村やJAなどに紹介してもらいなどの方法でも結構です。原則として自県内としますが、場合によっては近県の方でも差し支えありません。

ただし、点検を行って整備不良などの改善に役立てるとい事業の主旨から、①なるべく整備状況などに不安があると考えられるような対象者を優先し、②原則として農業機械士会会員は対象外として下さい。つまり、どちらかというと、「あぶなかつい」と思われる人のところに点検に行きたいということです。

(4) 点検対象者数

各県ごとに目標数を設定してあります。（7ページ参照：県により20人～7人）この数を目途に点検実施をお願いします。

4. 点検の対象となる機械

(1) 点検の対象者が使用している機械

チェックする農業機械は、点検の対象者が主として使っている農業機械である必要があります。「主として使っている」とは、その機械の年間使用時間のうち概ね半分以上が対象者によって使われているようなものをいいます。即ち、「家にある機械で普段は息子が使っているが、点検対象者もたまには使う」というような機械は対象となりません。ただし「概ね半分」とは厳密なものではなく、点検対象者の感覚で結構です。

また、法律上の所有権や誰が購入費を負担したかなどにはこだわらず、対象者がよく使う機械であれば差し支えありません。即ち、前述のように集落営農や法人所有の共用の機械であっても、対象者が「主として使っている」ものであれば点検対象となります。

(2) 点検の対象となる機種

① 基本的に対象とする機種

チェックシートの様式が作成してある、ア．乗用型トラクター及び農用運搬車、イ．耕うん機（いりゆる管理機も含む）、ウ．コンバイン、エ．乗用田植機、オ．刈払機が主な対象です。いずれも死亡事故または傷害事故の多い機種となっています。

② その他の対象機種

①以外であっても動力のついた農業機械であれば基本的に何でも対象としてかまいません。例えば、スピードスプレヤー、乗用管理機、移植機などは対象となります。これらをチェックする場合には、①のチェックシートのうち一番近いと思われるものについて、適宜必要な項目を付け加える等によりお使い下さい。その場合、シートの機種名を二重

線で消して訂正して下さい。

③ 対象とはしないもの

乾燥機等の据置きで用いる機械は対象としません。また、自動車・フォークリフトも対象外とします。なお、トラクターのアタッチメントも原則として単独の点検対象とはしません。

(3) 台数

点検対象者ひとりあたりの点検機械の機種数・台数に決まりはありませんが、概ねひとりあたり3台ぐらいを想定しています。

5. 点検方法

点検を実施する農業機械士が対象者の格納庫等機械のあるところに出向き、必ず対象者立ち会いの下、点検をして下さい。地域における会合や共同での作業に各自の刈払機を持ち寄る機会があるなどの場合は、その場でも結構です。要は場所はどこでもかまいませんが、対象者と点検機械の両方が揃っているところで実施して下さい。

(1) この点検の趣旨の説明

必要に応じ別紙「○ベテラン農業機械点検のお願い」を使って点検する理由を説明して下さい。事前に説明する場合と当日に説明する場合、どちらもあり得ると考えます。

(2) 対象者シートの記入(記入例参照)

まず、聞き取りで対象者シートに記入をしていきます。

(3) 農業機械チェックシートの記入(記入例参照)

次に農業機械チェックシートを用いて順番に機械の点検をしていきます。問題点がみつければ対象者にその理由や改善方法、点検方法などをご理解いただくのも重要ですので、なるべく意見交換・会話をしながらのチェックシート作成をお願いします。

また、農作業事故やヒヤリハットの経験について聞き取り「事故又はヒヤリハットの経験」の欄に、対象者の機械取扱い上の特徴や傾向などで感じたことがあれば「全体所見・その他特記事項」の欄にそれぞれ記入をお願いします。

これら(2)(3)のチェックシートは、点検中に綺麗に仕上がりればもちろんそれでも結構ですが、取り敢えず現場ではメモ的に記入し、後で別紙に清書をするという方法もよろうかと考えます。やり易い方法で作成下さい。

(4) 写真の撮影

点検対象機械の全体写真と、問題のある部位についての写真を撮って下さい。格納庫内などは暗い場合もあり本物のカメラを準備いただいた方が好ましいと考えますが、明るいところであればスマホ等でもかまいません。1台で写真10枚程度を目途に、問題点が分かるような写真をお願いします。

(5) 安全注意事項の伝達・資料の配付

個別機械の点検・改善とともに重要なのが安全意識の向上です。農業機械士の皆様

の豊富なお経験・知識を相手の方に伝達していただくようお願いいたします。会話のきっかけとなることもあり、以下の資料等を対象者にお渡し下さい。なお、これ以外でも点検者の工夫で資料等をご準備いただいても結構です。

○反射テープ(夜間の目印用)

○トラクターの構造と安全な使い方(冊子)

○コンバインの構造と安全な使い方(冊子)

○耕うん機と刈払機の構造と安全な使い方(冊子)

○声をかけ合って農作業の事故を防ごう(2種類)(チラシ)

○農業機械の点検、定期的に行っていますか?(チラシ)

○全国農作業安全確認運動(ステッカー)

※これらは府県農業機械士組織の事務局に機械化協会からまとめてお送りします。

6. 点検に行く人

担当の農業機械士が行くのはもちろんですが、お相手を紹介いただいた方や他の農業機械士、行政関係者などと一緒に、複数で行っても差し支えありません。ただし、12.の謝金支出の対象となるのは担当農業機械士1名のみですので、ご了解下さい。

7. 点検時の持ち物

点検対象者に渡すパンフレット等のほか、点検には以下のようなものが必要です。

○点検記入用紙(対象者シート、農業機械チェックシート)

○クリップボード(記入用紙の下敷き)

○タイヤダージ(空気圧点検用)

●腕章(前年度に配布した黄色い腕章:無くならない等の場合事務局に連絡)

●筆記具

●カメラ(スマホ等でも可)

また、もしお持ちであれば、以下を持参されると便利かと存じます。

●点検用ハンマー(ボルトのゆるみなど点検用)

●懐中電灯(格納庫内など暗い場合がある)

※ 上記のうち、○は機械化協会から府県農業機械士組織の事務局にお送りします。

●はご自身でご用意下さい。なお、点検記入用紙が足りなくなった場合は、コピーして使して下さい。

8. 結果の点検対象者への伝達

作成した「農業機械チェックシート」については、その機械の安全性改善に役立てるため、コピーをとって点検対象者に渡すことを原則とします。その場でコピーして渡せるというばいはいとは考えますが、現実的には点検場所にコピー機はまずない上、シートの清書

が必要な場合も多いので、自宅に帰って清書の後、コピーを郵送するか何らかの機会に手渡すということで結構です。

なお、「対象者シート」については、コピーを渡す必要はありません。

9. 年間計画の作成

本日(7月12日)の説明会終了後、府県農業機械士組織におかれては、様式1の「ペーラン農業機械点検計画表」を速やかに作成し、7月31日(水)までに機械化協会に送付してください。

あくまで計画ですので、例えば計画表に名前のない農業機械士の方が点検を実施するなど後で計画変更があっても全くかまいませんが、取り敢えず開始段階での見通しを把握したいので、作成・送付をお願いいたします。

10. 毎月報告

点検を実施した農業機械士は、毎月の月末にその月に作成した分の①対象者シート、②実施の農業機械チェックシート、③写真を機械化協会まで送って下さい。送付方法は以下のとおりで、いずれもア・イ・ウ.のどれでもかまいません。

①及び②(シート類)

ア. コピーを郵送 〒 104-0033 東京都中央区新川2-6-16 日本農業機械化協会
(表に「ペーラン点検シート在中」と書いて下さい)

イ. ファックスで送付 03-3297-5639

ウ. PDFファイルにしてメールで送付 tenken@nitinoki.or.jp

原則として対象者1名毎に①②をまとめてひとつの PDF ファイルにして、ファイルネームは「県名 月日 対象者名.pdf(例:新潟 8.17 高橋.pdf)」として下さい。

③写真

ア. 写真を紙(コピー用紙ではなく、写真専用の用紙をお使い下さい。)に焼いて①及び②の郵送と同封。全ての写真の裏に「県名 月日 対象者名」を書いて下さい。

イ. 写真のデータを入れた SD カードか CD を①及び②の郵送と同封。SD カード・CD の表面に「県名 月日 対象者」を書いたシールを貼るか直接マジックで書いて下さい。原則として SD カードは返送しますが、CD は返送いたしません。

ウ. 写真のファイルをメールに添付して送付 tenken@nitinoki.or.jp
メールは、対象者1人ごとに別のメールにして「県名 月日 対象者名」が分かるようにして下さい。

11. 点検の終了

基本的には12月いっぱいまでといたします。それまでに目標数を実施して下さい、宜しくお願いいたします。12月末か1月初めに機械化協会から各県協議会に「これで終了か。」ということを確認めますが、県全体としてそれより早めに終了した場合はその旨ご

連絡下さるよう、お願いいたします。

なお、目標人数をオーバーしてパンフレットが足りなくなつたなどの場合は、機械化協会にご連絡下さい。

12. 謝金の支出

機械化協会は、下記の単価による謝金をチェックした農業機械士にお支払いいたします。

- ① 点検対象者1名当たり金額 4,000 円(源泉徴収前):対象者シート1枚につき
- ② 点検機械1台当たり金額 4,000 円(同上):農業機械チェックシート1台につき

13. 事務局

全国農業機械士協議会の事務局である日本農業機械化協会が本事業の実施を担当します。全県の点検の進行状況を掌握するとともに、例えば不明確な点があれば記入方法をご説明するなどを行います。担当者等は以下のとおりですので、何なりと気軽に相談下さい。

一般社団法人 日本農業機械化協会

〒 104-0033 東京都中央区新川 2-6-16

TEL:03-3297-5640 FAX:03-3297-5639 MAIL:tenken@nitinoki.or.jp

担当者名 事業内容:信田(のぶた) 経理関係:金井(かづない)

○ベテラン農業機械点検の実施方法（概要版）

1. 点検対象者：必ず65歳以上、なるべく75歳以上。知り合いで可。
対象機械：トラクター、耕うん機、コンバイン、田植機、刈払機 その他
2. まず府県農業機械士組織で計画作成。
3. なるべく秋の繁忙期前に実施。原則12月終了。
4. 農業機械士が相手のところに出かけて点検チェック。
まず聞き取って「対象者シート」の記入。
次に機械毎に点検しながら「農業機械チェックシート」の記入。
写真も撮る。
安全資料を渡す。
5. 自宅に帰ってシートの清書。
6. シートのコピーを相手に渡す。
7. 毎月末にその月の分をまとめて機械化協会に送付。
送るのはシートのコピーと写真。
8. 3月頃に日本農業機械化協会から謝金の支払い。

府県	点検対象者数(目標)	実施方法等	点検記入用紙	紙ばさみ	タイヤゲージ	安全資料セツ
ト						
茨城	20人	6	44	6	3	22
栃木	13人	4	28	4	2	15
千葉	20人	6	44	6	3	22
神奈川	13人	4	28	4	2	15
長野	13人	4	28	4	2	15
新潟	20人	6	44	6	3	22
富山	13人	4	28	4	2	15
京都	13人	4	28	4	2	15
奈良	7人	2	15	2	1	9
広島	13人	4	28	4	2	15
長崎	13人	4	28	4	2	15
宮崎	13人	4	28	4	2	15
鹿児島	13人	4	28	4	2	15
沖縄	13人	4	28	4	2	15
青森	7人	2	15	2	1	9
福岡	7人	2	15	2	1	9
合 計	211人					

※ 府県農業機械士組織事務局にまとめて送付します。

府県内の配付は、各事務局からお願いいたします。

※今年度は、府県農業機械士組織(16府県)以外の府県においても農業機械点検を実施することとしています。具体的には、全国農業協同組合連合会のご協力を得て、8府県のJAにおいて点検を実施します。点検対象者数は各府県15人の合計120人としています。

令和元年度 ベテラン農業機械点検

対象者シート 農業機械チェックシート

記入例 及び 記入上の注意事項

手書き : 記入例

手書き : 記入上の注意事項

全国農業機械士協議会 一般社団法人日本農業機械化協会

参考資料 3 (記入例及び記入上の注意事項)

対象者シート

通し番号 ①

点検月日 7月12日

県名 〇×県

担当農業機械士名 〇山×吉

点検対象者名 〇川×彦

対象者の住んでいる市町村 △〇市

対象者の生まれた年 昭和 18 年

対象者の就農した年 (昭和) 平成・令和 36 年頃 ※概ねで可

[経営概況] 営農形態: (個別経営) 集落営農等・法人・その他 () ←いずれかに○

農地: 田 (150) a 畑 (80) a 施設 () a

主要作目: (水稻・麦類) (豆類) (いも類) (露地野菜) (施設野菜) 果樹・乳牛・肉牛 ← 3 つまでに○

その他 ()

●対象者の農業安全に関する状況 ←対象者からの聞き取りにより記入して下さい

(1) 農作業のときのケガなどが補償されるような保険に入っていますか (ひとつに○)

(○) 入っている → (2)へ () 入っていない → (3)へ () よく分からない → (3)へ

(2) 上の質問で「入っている」と答えた方のみ: どのような保険ですか (該当に○)

() 労災保険

※厚生労働省の所管する国の保険制度。基本は雇われている人を対象とするものだが、農業者は経営主でも特別加入できる。

(○) 農作業中傷害共済など農業のケガの補償が主となる保険

※JAや損害保険代理店で入る農作業時のケガを目的とした保険。

() 自動車共済・保険で農業機械によるケガが補償される保険

※JAや自動車販売店で入る自動車保険で、農業機械を対象とするもの。なお、自動車を対象とする保険にも特約をつけることができるものがある。

(○) 生命共済・保険等でケガの治療が補償される特約を付けている

※JAや生命保険代理店で入る生命保険で、ケガ治療時の入院などに保険金が出るもの。

農作業時のケガも対象となる。

() その他 ()

(3) 田や畑に出かけるとき、普通、携帯電話は持ち歩きますか (ひとつに○)

(○) はい () いいえ () 携帯電話を持っていない

【対象者シート】

1

機械化協会が管理用に使っているの21
欠にしてください

同じ点検対象者につぎ
①②③---と番号をふる

農業機械チェックシート【乗用型トラクター・農用運搬車】

県名 岡山 担当農業機械士名 〇山 ヶ字 × 点検対象者名 〇川 ヶ彦

対象機メーカー名: クボタ 型式名: AB1234 P.4参考図1参照 馬力: 30 ps
購入年: 昭和 42 年(新車) 中古 2WD・(4WD) 年輪 セミクローラ・フルクローラ
安全キャブ・フレーム(いずれかに○): キャビン装備・安全フレーム装備・いずれもなし
アワーマーター: 1250.5 hr 点検対象者が当該機を使用する日数: 年間約 20 日
当該機を日常(作業の前などに)点検整備する人: (本人) その他の人(誰:)
当該機は販売店等による年1回などの定期点検が行われているか: はい(○)いいえ()
「はい」の場合、一番最近の点検はいつか(平成・令和 30 年 12 月)
当該機の主要作業(複数に○): (耕うん) (代かき) (防除・収穫・運搬・その他) (除雪)

問題なし:○、要改善:△、装着なし:なし と記入

部 分	点 検 項 目	状 態	改善すべき点
転倒転落 安全装置	安全キャブ・フレーム	✓	たまたまついてた
	シートベルト	○	ついていない
	ボンネット ・カバー類	○	左後輪ドロコケ破損
	オイル・冷却水	✓	エンジンオイル下限以下
	ベルト類(張り・摩耗)	○	右後輪圧低い
足回り	車 輪	✓	右前輪摩耗
	空気圧	✓	左前輪摩耗
	摩耗・亀裂	○	左前輪摩耗
	止めボルト	○	左前輪摩耗
ブレーキ	クローラ	○	摩耗・亀裂
	遊び・効き	○	摩耗・亀裂
	左右連結	○	摩耗・亀裂
乗降装置	駐車ブレーキ	○	摩耗・亀裂
	ステップ	○	摩耗・亀裂
灯火類	手すり	○	摩耗・亀裂
	ヘッドランプ	○	摩耗・亀裂
	リヤランプ	○	摩耗・亀裂
	ブレーキランプ	○	摩耗・亀裂
	ウィンカー	○	摩耗・亀裂

【トラクター・運搬車1枚目】

部 分	点 検 項 目	状 態	改善すべき点
灯火類	その他作業灯	○	点検させて確認
	三角反射板(低速車マーク)	なし	点検させて確認
反射板	その他の後部反射器	○	点検させて確認
	バックミラー	○	点検させて確認
反射鏡	軸ガード(トラクター側)	○	点検させて確認
	ユニバーサルジョイントのカバー	○	点検させて確認
PTO軸回り	上記カバー回り止めチェーン	○	点検させて確認
	軸ガード(ロータリー側)	○	点検させて確認
ロータリーそ の他のアタッ チメント	軸ガード(ロータリー側)	○	点検させて確認
	耕うん爪取付状況	○	点検させて確認
安全表示	各種注意喚起ラベル	○	点検させて確認
	各種注意喚起ラベル	○	点検させて確認

●以下は聞き取りで記入

項 目	聞 取 取 目	状 況	改善すべき点
安全フレーム	作業時に折れたたんだんではないか	○	
シートベルト	乗車時に締めているか	○	
ブレーキ連結	必要時以外は連結しているか	○	
注油・グリス アップ	十分に行っているか	○	
	どこに行っているか	○	

●事故又はヒヤリ・ハットの経験 → 対象者からの聞き取りにより記入して下さい
トラクター・運搬車によりケガをした経験や、危なかったと思った瞬間などを教えて下さい
[時期] 昭和(平成) 令和 25 年頃 季節(春) 状況・ケガの有無など
国を耕うんしていて、せん回時にほじに寄りすぎ、水路に転落
しようになった。あと20cmもずれていたら危なかった。

[全体所見・その他特記事項]

フレームがたまたまあり、ブレーキの左右連結もはずれていりなど
全体的にあまり安全意識が高いとはいえない。ただし、このような
注意事項を説明すると、よく理解してもらえた。

【トラクター・運搬車2枚目】

比較的低出力、ガソリンエンジンのいわゆる「管理機」も対象です

③
通し番号

農業機械チェックシート【耕うん機】

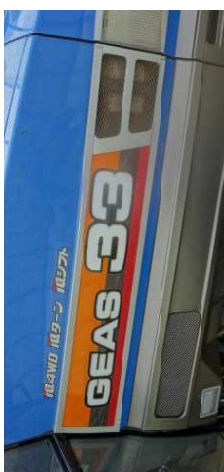
県名	〇×県	担当農業機械士名	〇山×吉	点検対象者名	〇川×彦
対象機メーカー名	ヤンマー	型式名	CD56	馬力	9ps
購入年	昭・平・令 5年(新車・中古)	ロータリー付き	ロータリーなし	車軸耕うん式	
点検対象者が当該機を使用する日数	年間約 5日				
当該機を日常(作業の前などに)点検整備する人	(本人)その他の人(誰:)				

問題なし:○、要改善:✓、装着なし:なし と記入 7 要改善の場合、その内容を記入

部 分	点 検 項 目	状 態	改善すべき点
証票	安全鑑定証票	○	P.13 参考図6参照
	エンジン回り	○	
	Vベルトカバー	○	車体横のVベルトのカバー
	ベルト (張り・摩耗)	✓	摩耗は1/2張り利用し、要交換
	オイル・冷却水	○	
足回り (タイヤ)	その他		
	空気圧	○	
	摩耗・亀裂	✓	右輪に亀裂
	止めボルト	○	
運転操作部	主クラッチ遊び・作用	○	
	サイドクラッチ遊び・作用	✓	左側ワイヤーのびに対する調整不足
	作業部クラッチ遊び・作用	○	
	スロットルレバー	○	
安全装置 (後退時挟まれ防止等)	駐車ブレーキ	○	
	デッドマンクラッチ	なし	デッドマンクラッチとは、手を離すと止まるクラッチが切れる構造のもの
	非常停止ボタン(キルスイッチ)	○	非常停止ボタンとは、ボタンを押すとエンジンが止まるもの
	挟圧防止装置	なし	挟圧防止装置とは、後退時に体が障害物に挟まれないようにする装置
	後進時作業部停止装置	○	P.13 参考図7参照
			後進時作業部停止装置とは、ギヤの後進のときにはD-ギヤに回転しないようにする装置

【耕うん機1枚目】

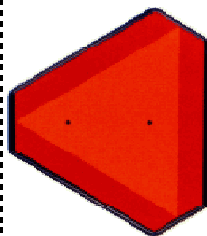
参考図1: 型式名



ボディ脇にある型式名

※ このように、農業機械にはいくつかの型式名があります。基本的にはボディ脇の名前(上だとGEAS33)をお書き下さい。読めないような場合は販売型式名(上だとTG33F-SVQCY)をお書き下さい。

参考図2: 三角反射板 (低速車マーク)



※ トラクターの後部に左のような反射板がついているか、いないかをチェックして下さい。

参考図3: 軸ガード (トラクター側)

参考図4: エニバーサルジョイントのカバー



※ 軸ガード(トラクター側)とは、上の写真でPTO出力軸の回りにある黒い金属板。



※ 軸ガード(ロータリー側)とは、上の写真でシールのある赤い金属板。

カバーとは、黄色いプラスチックのもの。(これは端が破損している悪い例。なお、チェーンも欠落。)

項目	聞取項目	状況	改善すべき点
田植時	苗補給等の補助作業者を同乗させていないか	○	乗せ2人 → 0 乗せ2人 → 0
グリスアップ	十分に行っているかどうか どこに行っているか	○	

● 事故又はヒヤリ・ハットの経験 ← 対象者からの聞き取りにより記入して下さい

田植機によりケガをした経験や、危なかったと思った瞬間などを教えて下さい

[時期] 昭和(平成)令和 28 年頃 季節(春)

[状況・ケガの有無など]

田から出るどきに車を重しとして乗せていたところ、車が転落した。
幸い大きなケガがしなかった。

[全体所見・その他特記事項]

【乗用田植機2枚目】

8

農業機械チェックシート【コンバイン】

県名	○×県	担当農業機械士名	○山 ×吉	点検対象者名	○川 ×彦
----	-----	----------	-------	--------	-------

対象機メーカー名	ミツビシ	型式名	GH-99	条数	3 条
購入年	昭・令 23 年(新車・中古)	(自脱型・汎用型)			
アワーメーター	550.2 hr	(グレンタンク式)・ホップ式			
点検対象者が当該機を使用する日数	年間約 20 日				
当該機を日常(作業の前などに)点検整備する人	(本人・その他の人(誰:)				
当該機は販売店等による年1回などの定期点検が行われているか	はい(0)いいえ()				
「はい」の場合、一番最近の点検はいつか	(平成)令和 30 年 8 月)				

問題なし:○、要改善:✓、装着なし:なし と記入 → 要改善の場合、その内容等を記入

部 分	点 検 項 目	状 態	改 善 す べ き 点
エンジン回り	オイル・冷却水	○	
	わらくずの除去状態	✓	エンジン上部にわらくず
	摩耗・亀裂	✓	ゴムローラ摩耗
	クローラの張り	○	
運転操作部	転輪類	○	
	操向装置(レバー・ハンドル)	○	
	走行レバー(中立ずれ等)	○	
	ブレーキ	○	
乗降装置	刈取部の落下防止装置	○	
	ステップ	○	
	手すり	○	
	ヘッドランプ	○	
灯火類	ウィンカー	○	
	その他作業灯	✓	点検なし
	三角反射板(低速車マーク)	○	はじめてついていた → 壊れ ついていた → 壊れ 反射板(三角マーク)が壊れた → 壊れ 反射板(三角マーク)が壊れた → 壊れ
	その他の後部反射器	○	多い)がついていなければ

【コンバイン1枚目】

9

農業機械チェックシート【刈払機】

※押して歩くタイプの草刈機は刈払機には含まれません

県名	0x県	担当農業機械士名	0山x吉	点検対象者名	0川x彦
----	-----	----------	------	--------	------

対象機メーカー名	茨山	型式名	JK1000	肩掛式	背負式
購入年	昭和40年	刈刃	チップソー	ナイロンコード	その他
点検対象者が当該機を使用する日数	年間約30日				
当該機を日常(作業の前などに)点検整備する人	本人	その他の人	誰		
当該機の主要作業(複数に○)	畦畔・道路	のり面	果樹園	山林	その他

正確に記入する場合は
おおよそで結構です

問題なし:○、要改善:✓、装着なし:なしと記入 ↓ 要改善の場合、その内容を記入

部分	点検項目	状態	改善すべき点
証票	安全鑑定証票	なし	P.13 参考図6参照
カバークラス	飛散物防護カバークラス(刈刃)	✓	約20cm上にはおくれ3つ 位置について位置をばし
	エンジン回り	✓	カバー破損あり
スロットル	非固定式であるか	○	「非固定式」とは手を離すと回車が落ちるタイプ
肩掛けバンド	バンドの損耗・亀裂	○	
	緊急離脱装置の作動	○	P.13 参考図8参照
刈刃	ガタ・ゆがみ・欠け	✓	刃2枚のチップ欠落
	取付ボルトの固定	○	
	保管時の刃先カバークラス	✓	カバーなし 保管及び運搬のときに用いる片持ち型のカバークラス

● 以下は聞き取りで記入

部分	点検項目	所有の有無	使用の有無	備考
安全装備の所有	ゴーグル・フェイスシールド	あり	なし	あり
及び使用状況	ヘルメット	あり	なし	あり
(日常的に使用している場合、使用する)	防振手袋	あり	なし	靴底に「防振」ではなくも厚手の靴底を穿てた
	すね当て	あり	なし	あり
用ありと記入)	安全靴※普通のゴム長は含まない	あり	なし	足元を重量物の落下などから守るための強化された靴

【刈払機1枚目】

1 /

部分	点検項目	状態	改善すべき点
反射鏡	バックミラー	✓	右側割れている
刈取部	カバークラス	○	
	取付の良否	○	
	損傷の有無	○	
刈刃の損傷		✓	2枚に欠けあり
刈刃の除去状態		○	
脱穀部	カバークラス	✓	こぎ室点検カバークラス1本欠落
	取付の良否	○	
	損傷の有無	○	
ベルト・チェーンの張り		○	
わらぐずの除去状態		✓	こぎ室受網にわらくず
排わら部	カバークラス	○	
	取付の良否	○	
	損傷の有無	✓	変形あり
カッター刃の損傷		なし	排わらカッターがつかない状態 → 0
手こぎ部非常停止ボタン		なし	
安全装置	各種注意喚起ラベル	○	
安全表示			

● 事故又はヒヤリ・ハットの経験 ← 対象者からの聞き取りにより記入して下さい
コンバインによりケガをした経験や、危なかったと思った瞬間などを教えて下さい
[時期] 昭和(平成)令和 10 年頃 季節(秋)
[状況・ケガの有無など]
コンバインを止めてこぎ室を止めたところ、チェーンに手袋が引っかかり指をケガした。全治1ヶ月。

[全体所見・その他特記事項]

【コンバイン2枚目】

10

●事故又はヒヤリ・ハットの経験 ←対象者からの聞き取りにより記入して下さい

刈払機によりケガをした経験や、危なかったと思った瞬間などを教えて下さい

[時期] 昭和(平成)令和()年頃 季節(夏)

[状況・ケガの有無など]

エンジン止めずに路上に置いたと3、刈刃の回転で本体が動いて足にぶつかった。

[全体所見・その他特記事項]

【刈払機2枚目】

12

管理番号： 1000

参考図6 安全鑑定証票



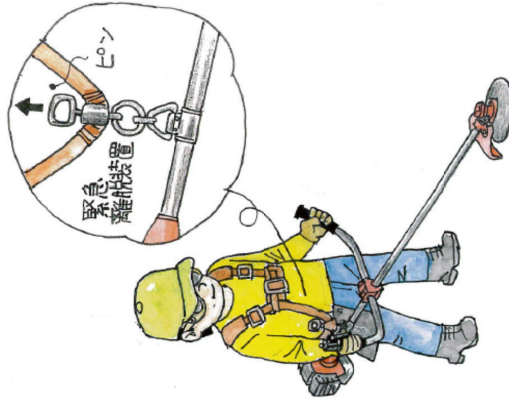
※ 左のようなシールが貼ってある場合に○。
なお、「生研機構」のところは、「農林水産省」「生研センター」「農研機構」などとなっている場合がある。

参考図7 挟圧防止装置（耕うん機）



※ 耕うん機には後退時に体が壁等に挟まれると自動的にクラッチが切れる装置がついていてあるものがある。左写真では下部オレンジ色のバーが押されることにより上部黒色のバーが動いてクラッチを切る。

参考図8 緊急離脱装置（刈払機）



※ 刈払機には左図のようなベルトと本体をワンタッチで切り離す機構がある。きちんと作動すれば○。

写真撮影の注意事項

点検の結果取りまとめなどにあたり、点検対象の写真は大変参考になりますので、以下のようにして撮影をお願いいたします。

1. カメラ：出来れば普通のカメラで

機械が格納庫内にあり暗い場合などは、やはり普通のカメラの方が写りがいいので、出来れば写真は本来のカメラで撮影をお願いします。ただし十分に明るい場合などはスマホなどでも結構です。

2. 撮影場所：問題力所中心で10枚以上程度

対象機械の全体像が分かるものが1枚。後はチェックをしたときの問題点を中心に、その問題事項が分かるように撮影をお願いします。

撮影枚数は問題力所の数にもよりますが、メドとしては10枚以上ぐらいでお願いします。ちょっと多いかなぐらいで差し支えありません。

※刈払機については、刈刃の安全防護カバーがずれてついている例が大変多いので、防護カバーの位置が分かるような写真を必ずお願いします。

3. 事務局（日本農業機械化協会）への送付

：ファイルで送るか、プリントを専用紙で

最後に事務局にご提出いただく方法は、いちばんいいのはファイルでそのまま送っていただくことです。SDカードやCD-ROMの形で郵送するか、メールに添付してお送り下さい。これらの場合は、写真が紛れないようファイル名を修正するなどお願いします（資料1 ペテラン農業機械点検実施方法のP.5参照）。

これが難しい場合は紙にプリントした写真でも結構ですが、プリンターを使う場合は必ず写真専用紙をお使い下さい。パソコン用品店などで購入できます。コピー用紙にプリントするのは避けて下さい。

参考資料4（資料・資材） 【配付資料等】



冊子 30P



冊子 27P



冊子 36P



ステッカー

以上の他、以下のチラシ等を配付

- 声をかけ合って農作業の事故を防ごう(2種類) (チラシ)
- 農業機械の点検、定期的に行っていますか? (チラシ)

【使用資材:腕章】



参考資料 5 (写真)

トラクター 灯火類



(エンジンカバーも欠落)



タイヤ





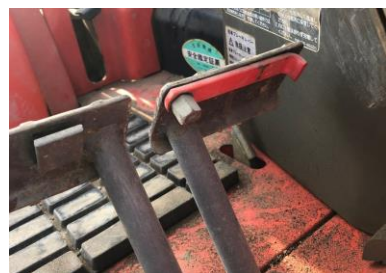
フレーム



(特に高重心)



ブレーキ連結



PTO軸・ユニバーサルジョイント



エンジンカバー



バックミラー



Vベルトゆるみ



冷却水



要注油清掃



耕うん機 vベルトカバー欠落



Vベルトカバー欠落



ロータリ側面カバーなし



コンバイン

遊動輪軸不良



履帯損傷

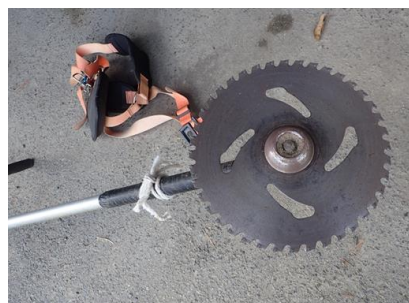
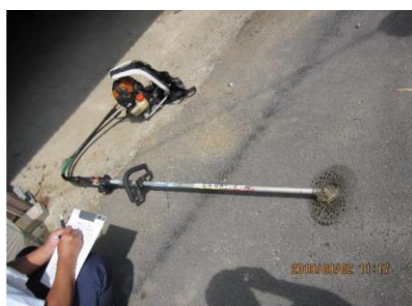


Vベルト損傷



刈払機

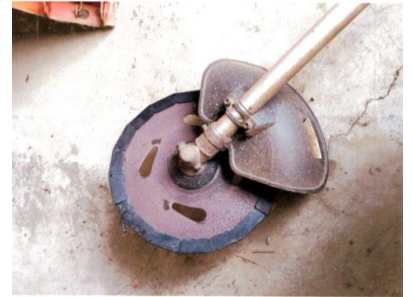
飛散物防護カバー欠落





飛散物防護カバー位置ずれ





(位置が正常で保管時
カバーもある例)

その他 (ベテラン点検実施風景)

エンジン部分点検



刈払機ベルト装着法指導



エンジンオイル点検・交換・補給



被点検者ご本人が実施していた分解整備の例



資料 No.1765

令和元年度 農作業安全総合対策推進事業 高齢者所有の農業機械の総点検
ーベテラン農業機械点検ー 結果報告書

令和2年3月 印刷発行

一般社団法人 日本農業機械化協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館6階

TEL 03-3297-5640

<https://nitinoki.or.jp/>

kikaika-info@nitinoki.or.jp

不許無断複製